

令和5年第2回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

令和5年6月7日(水曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 15時55分

議事日程

開会 令和5年6月7日(水) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)

日程第5 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第6 議案第3号 専決処分を報告し承認を求めることについて(令和5年度阿武町一般会計補正予算第1回)

日程第7 議案第4号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 阿武町観光施設等整備基金条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第6号 物品売買契約の締結について

日程第10 議案第7号 令和5年度阿武町一般会計補正予算(第2回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

1番	米津高明
2番	上村萌那
3番	白松靖之
4番	西村容子
5番	松田穰
6番	池田倫拓
7番 副議長	市原旭
8番 議長	末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

説明のため出席したもの

町長	花田憲彦
副町長(総務課長事務取扱)	中野貴夫
教育長	能野祐司

まちづくり推進課長	藤村憲司
健康福祉課長	矢次信夫
戸籍税務課長	水津繁斉
農林水産課長	野原淳
土木建築課長	高橋仁志
教育委員会事務局長	藤田康志
会計管理者	柴田奈美
福賀支所長	佐村秀典
宇田郷支所長	小野智彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	三浦貴
議会書記	平田祥子

開会 9時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は5月29日に梅雨入り発表があり、今のところ適度に雨が降っています。山間部では田植えも終わっていますが、沿岸部では今からのところもあるようです。

先週は台風2号が接近し、梅雨前線を刺激し、西日本から東日本にかけて線

状降水帯が多く発生し、各地で住宅浸水などの被害が出ていました。毎年のこととはいいながら、備えをしておくべきだと強く思いました。

阿武町では、4日の日曜日に山口県と一緒に防災訓練が実施されました。本格的な梅雨の豪雨前に実施されたことは、非常にいいタイミングだと思っております。

国際社会では、ロシアによるウクライナへの軍事侵略が未だに続いており、社会的な物価の高騰につながっています。日本においても、食品関係をはじめ、多くの品々が値上がりをしています。今後も電気料金の値上げが発表されています。ますます国民生活に大きな影響を与えていると思います。

そんな中、G7広島サミットが開催され、各国首脳が原爆資料館を見学され、平和記念公園を訪れて献花をされました。原爆の醜さを分かっていただけだと思います。

また、ウクライナのゼレンスキー大統領が急遽サミットに参加されました。ゼレンスキー大統領も平和記念公園を訪れましたが、ウクライナ国民に対して、原爆は使用されないよう、議長国である日本は世界中に発信しなくてはならないと強く思います。一刻も早くウクライナ侵略の終結が望まれています。

また東アジアにおきましては、北朝鮮による幾度となく繰り返される弾道ミサイルの発射は、日本にとっても大変脅威であります。先日もJアラートは発信されました。こちらも1日も早く安全な東アジアが訪れることを望んでいます。

また新型コロナウイルス感染症であります。第5類に引き下げられましたが、完全には収まらないように思います。今後もコロナとうまく付き合っていくしかないように思いますが、各地区の行事も再開されるようです。

先月には福賀地区でこいのぼり大運動会が開催され、奈古地区では、7月に奈古夏まつりが4年ぶりに開催予定と聞いています。

少しずつではありますが、以前のような賑わいが帰ってくることを期待していますが、今までどおり感染予防は各自でしてほしいと思います。

そんな中、議員各位におかれましては、令和5年第2回阿武町議会定例会に
応招ご出席ありがとうございます。議会は、町民のみなさまの生活や福祉に直結する大事な役割を担っております。慎重なる審議をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

○議長 本定例会に付議されます案件は、議案7件、全員協議会における報告4件、また6人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は8人全員です。只今より令和5年第2回阿武町議会定例会を開会します

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配付されているとおり、一般質問、議案説明、および委員

会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより日程に入るに先立ち、過ぐる3月2日開催の令和5年第1回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

3月19日、みどり保育園卒園式がみどり保育園本園で開催され、本職が出席しました。

3月28日、第4回ABUスイムラン第1回実行委員会が役場本庁で開催され、本職が出席しました。

4月3日、令和5年阿武小中学校教職員着任式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

4月7日、山口県町村会正副会長、山口県町議会議長会正副会長と、新旧事務局長意見交換会が山口市で開催され、本職が出席しました。

5月23日、全国町村議会議長副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、本職が出席しました。なお、資料が議員控え室に置いてありますのでご覧ください。

5月30日、午前9時より議会運営委員会が開催され、今期定例会についての協議がなされました。その結果につきましては、お手元の配付資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

町長あいさつ

○議長 ここで本定例会の開会にあたり、町長があいさつを行います。町長。

○町長(花田憲彦) 令和5年第2回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員のみなさま方には、公私ともにご多繁の中を、本定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

清々しい初夏の風が心地よく、緑が鮮やかに目に入る好季節となりましたが、一方で、この時期になりますと、10年前の2013年、平成25年7月28日の山口北部の豪雨災害が思い出されますが、今年の梅雨が災害の発生もなく、平穏なうちに開けてくれればと願っているところであります。

こうした中、先月の27日には、福賀地区でこいのぼり大運動会が地区を上げて盛大に開催されました。

また、去る4日の日曜日には、阿武町総合防災訓練を山口県総合防災訓練を兼ねて、宇田郷のふれあいセンターを中心に開催させていただきました。

これまでは、コロナ禍の中で、行事の開催や人との接触が制限されてきましたが、ここに来て、これまでの日常が戻りつつある中で、地域のみなさんが以前のように集い、フェイストゥフェイスでコミュニケーションが図られ、笑顔で触れ合う姿はいいものだなあというふうに改めて感じたところでもあります。

こうした中、先月の19日から21日までの3日間、広島県では歴史的な先進7ヶ国首脳会議、いわゆるG7広島サミットが開催されました。

被爆地である広島に、核保有国を含む各国のリーダーが一堂に集い、原爆資料館を視察し、被爆の実相の一端に触れるなど、核兵器のない世界を実現するという理想がG7で共有され、唯一の被爆国である日本の使命としての平和を守り抜く決意が、力強く世界に発信されたというふうに思っております。

翻って、我が国の少子化は深刻さを増し、4月1日の時点での外国人を含む15歳未満の子どもの数は、前年度より30万人少ない1,435万人となり、国連のデータでは、人口4,000万人以上の国36ヶ国の中で、その割合は最低との報道もあります。

こうした中で、政府においては、次元の異なる少子化対策を打ち出され、具体策も示されつつありますが、これの裏づけとなる財源についても、先送りすることなくしっかりと手当てした上での対策であってほしいと思います。

こうした中、広報5月号の私のコラムや、先日のまちづくり懇談会でも紹介をさせていただきましたが、令和4年度1年間の人口動態であります。出生者が12人、死亡者が72人、自然増減はマイナスの60人でありました。なお、この出生者の12人についてであります。平成28年度以降は1桁で推移してありましたが、7年ぶりに2桁となったところでもあります。

次に社会増減であります。転入転出の差であります。転入者が105人、転出者が88人、差し引きプラスの17人となり、この数値につきましては、昭和30年の阿武町発足以来最大の数値であります。

そして、これを合計しますと、年間の総人口の増減となりますけれども、これにつきましては合計でマイナス43人となりましたが、この数値につきましても、平成7年のマイナス38人、平成11年のマイナス42人に次ぐ過去3番目に少ない数値であります。そして、これは本町がこれまでに取り組んできた、医療費の無料化をはじめ、0歳児からの保育料の完全無料化、さらに今年度からの給食費の無償化を加えた子育て支援3点セットの他に、出産祝金の大幅な拡充や各種定住奨励金の充実、さらには、各種福祉施策の取り組み等の成果が具体的な数字として現れてきたものと喜んでおります。

こうした中、IT関連企業の誘致促進のために、奈古の寺東の鶴ヶ峰八幡宮横に設置した、お試しサテライトオフィスであります。先月の10日から21日までの12日間、東京のIT関連企業の若手社員2名が宿泊し、リモートワークとリゾートという、若者に魅力のある働き方の施行をいたしました。

私も本人たちとも話しましたが、サテライトオフィスをはじめ、キャンプ場やサンバシカフェ、shibanoなどでノートパソコンによるテレワークをする一方で、のんびりとした雰囲気の中で、阿武町暮らしを体験した結果、仕事もはかどり、大変満足した様子であり、期間中に阿武町を訪れられました社長、および副社長も2人の報告を受けて、阿武町への進出も視野に入れて前向きに考えたいというありがたい言葉もいただいたところであります。

次に、ABUキャンプフィールドであります。町内外のみなさんからよく聞かれますので、参考までに申し上げますと、令和4年4月から3月31日までの1年間の実績であります。利用組数が、計画が2,900組を計画しておりましたが、実績としては3,600組、達成率が124.1%、また利用者数は、計画の1万人に対しまして実績が1万2,000人、達成率120%となりました。

また、道の駅全体の売り上げも前年度の4億2,200万円に対しまして、4億9,600万円となり、額にして7,400万円、率にして17.5%の大幅な伸びというふうになりました。なお7,400万円の増加の内訳であります。キャンプ場とカフェの売り上げが3,800万円で、キャンプ場の波及効果により売り上げが25%もアップした温泉をはじめ、直売所、レストラン等のあぶクリエイションの売り上げの合計が3,600万円増加したほか、道の駅内のたこ焼き、パン、饅頭、弁当屋さん、海鮮井屋さん、ケーキ屋さん等の各テナントの売り上げも伸びており、さらに、道の駅の外の町内の店舗の売り上げにつきましてもよい効果が出ているようでありまして、町全体では1億円程度の波及効果があったものと思っているところであります。

次に、懸案であります老朽空き家対策につきましては、今回、松田議員の一般質問にもありますので、詳しくは後ほど申し上げますが、撤去に向けた話し合いが前向きに進んでおります。

そのほか、定住対策として、平成30年から販売をしております、柳橋分譲宅地につきましても、嬉しいことに全29区画のうち24区画が売れまして、残り5区画となりました。私といたしましては、この残り5区画が売り切れる前に次の分譲宅地の整備も考えなければならないと思っているところであります。

また、山陰道木与防災事業につきましては、工事も順調に進められておりまして、今年度においても、昨年度を大幅に上回る47億円もの予算が計上されるなど、早期完成が期待されるところであります。

こうした中、今回の補正予算に計上させていただきましたが、私は今後の阿武町の将来に向けて、新たに木与防災事業の工事が出る大量の残土を活用して、町内の企業誘致に供するためのミニ工業団地、仮称でABUファクトリーパーク、略してAFPと名づけましたが、こうしたものの造成をすべく、現在所属長と関係職員によるプロジェクトチームを立ち上げて、取り組みをはじめました。

また、景気回復や電力・ガス・食料品等の価格高騰対策につきましては、これまでの3回の商品券事業に続いて、新たに第4弾として、1人あたり500円券を12枚、金額にして6,000円分の商品券を町民全員に配布することとし、また、事業者対策についてもしっかりと講ずるよう、今回の補正予算に係る経費を計上させていただいたところであります。

それでは、本定例会でご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回の議案は7件で、内容は法律および関係政令等の改正に伴う阿武町税条例、および阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例、並びに一般会計補正予算第1回の合計3件の専決処分をはじめ、第1次産業就業の際の就業支度金を、これまでの規則から新たに条例として定める、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例、そして観光施設等の定義を、道の駅阿武町、ABUキャンプフィールド、およびその他町長が定める観光施設というふうに変更、基金が活用できるようにする、阿武町観光施設等整備基金条例の一部を改正する条例、そして福賀分団に配備している小型動力ポンプ付積載車の更新に伴う物品売買契約の締結についての他、人事異動に伴う一般会計補正予算第2回であります。

次に、全員協議会での報告につきましては、地方自治法施行令の規定に基づく繰越事業の報告をはじめ、町の執行に係る工事等の契約締結の報告、並びに地方自治法の規定に基づくあぶクリエーションの経営状況、さらに萩長門清掃一部事務組合の構成団体への加入の申し入れについての報告の4件であります。

なお、ご提案いたしました各議案のなお詳細につきましては、ここでの説明は省略させていただきまして、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げます、開会にあたりましての私のあいさつとさせていただきます。

○議長 以上で、町長のあいさつを終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、上村萌那君、3番、白松靖之君、を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる5月30日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から6

月 14 日までの 8 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 6 月 14 日までの 8 日間と決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 6 人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

○議長 はじめに、1 番、米津高明君、ご登壇ください。

○1 番 米津高明 みなさんおはようございます。日本共産党の米津高明です。今、岸田首相は、5 年間で 43 兆円にも及ぶ大軍拡を推し進めています。この軍拡財源法案が、衆議員の本会議で自民党公明党などの賛成多数で可決をされました。これは、憲法 9 条には反する敵基地攻撃能力を保有し、日本がアメリカの指揮統制化のもとで、アメリカの先制攻撃戦略である、統合防空ミサイル防衛の一翼を担うものです。このことにより、日本に戦禍を呼び込むこととなります。日本共産党は、憲法 9 条を守ってこそ国を守れると訴えています。

それでは、1 項目目の質問に入ります。補聴器購入への補助について再度要請です、再度質問します。

みなさんもお存じのように、難聴になると認知症になりやすい、これは医学的にもちゃんと表明されています。そこで、補聴器を装着することによって、この認知症が予防される、先ほどもいいましたように、こういうことが医学的に証明されていることなんです。

難聴になると家族の会話の中に入れず、近隣の方との交流も減り、孤立していくことにより、自分の殻に閉じこもってしまう。このことにより、社会とのつながりがなくなっていく、認知症になる可能性が大きくなっていきます。

ここで一番の問題なのは、補聴器が非常に高価だということです。このため、身体障害者の補助に該当しない 40 デシベルから 70 デシベル未満までの方への補助について、ぜひともしていただくように、補助をしていただくように町長の答弁をお願いをいたします。

○議長 只今の 1 番、米津高明君の 1 項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 補聴器の購入補助についてのご質問であります。

3 月定例会の一般質問でも同様な内容の質問をいただいておりますが、その際、補聴器購入の補助については、一度は始めると将来にわたってやめることができない場合が多く、また、それなりの財源負担を伴うため、例えば基地交付金とか、原発立地交付金などの特別な財源を持たない本町においては、他市

町の動向も見極めた中での検討課題とさせていただきたい、というふうに答弁をさせていただきました。

米津議員のご指摘のとおり、加齢による聴力低下が認知症の発症原因の一つといわれていることは、十分御承知をしております。そうした中、今回議員からは老眼鏡をかけることによって、認知症の予防になると医学的に証明されていますかというふうなご質問もありましたが、これは前回の答弁の際に、私が補聴器の購入をすれば、補聴器の購入補助をすれば、加齢による老眼も同じじゃないか、それならば、老眼鏡の助成についてもというふうなことになる、というふうに申し上げたことへ対する質問ではないかなと推察いたします。

あれは、あくまでも一つの例を述べたものであり、福祉サービスの提供を必要とすることになった場合、その方にどのようなサービスが必要かを検討するわけであって、そうしたときに、福祉の世界ではよくいわれることでありますが、なければ困るのサービスは公が補助する、あったらいいなのサービスは自分です、ということでありまして、まさにそれぞれにいろいろな事情があるわけでありまして、数多くあるあったらいいなのサービスを全て公に求められても、それはやはり無理があると思います。

以前の発言は、こうしたことを前提に申し上げたわけであり、医学的に証明されているとかいないとか、そうした議論は全く別問題であります。

そうしたことで、これも前回申し上げましたが、難聴は徐々に進んでいくことから、難聴になっていることそのものに気づいていない方も多くおられるようでありまして、まずは、日頃から後期高齢者医療保険で受診できる人間ドックや、簡易の聴力検査を受けていただき、自分が難聴であることを自覚することが、認知症予防やフレイル予防にもつながるのではないかと思います。

前回も申し上げましたが、県内には現時点で、この提案のような、今回の提案のような補助を行っている市町はありません。また、当事者から、そうした意見要望を当事者の方から伺っているわけではありませんが、ただ、もしそうした方々の要望が多いということであれば、それはそれとして検討はさせていただきたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 また同じような回答だったと思っています。老眼鏡のことはあまりいいなくなかったのですが、今回のいいませんでした。一つの大枠として一緒のような考えがされてると思うんですね、認知症になる難聴の方と、老眼鏡をかけなくても認知症には関係ない、それを一緒のこの枠で考えておられると私は捉えています。だからそこを外していただきたい、それと、いろんな施策、特に子育て世代とか、いろんな施策を他の市町に先んじて行っている、

そういうところが素晴らしい町だと思っています。だから補聴器の補助も、もう医学的に認知症を防げるということが証明されてるわけですから、ぜひとも補助を出していただきたい、そのことによって、将来的に医療費や介護費が減っていく、そういうふうになるんじゃないかと思っています。だから、出してこれが完全に出費だけで終わるんじゃないくて、その医療費や介護費の部分で、少なくなれば十分返ってくると、こういういい方はちょっとおかしいかもわかりませんが、そういうふうには私は思っています。

まず、前回と一緒に財源のことをいわれましたけども、あまりちょっとこれは大きい声ではいいたくないんですけども、3月議会で給食費の無償化が決まったときに、町長は毎年1億5,000万円ほどの収支で黒字を出してると、だから、給食費の無償化も十分続けていけると、給食費の無償化の金額がすごいです、この難聴の方に補助はこのことからいえば、十分予算的にお金は十分いけると私は思っています。そんなにたくさんの何百人という方には聞いてないんですけども、やはりつけたことによって会話が弾む、家族とももうテレビを見ててもなんか面白くない、何かこうぼやっとしていることが多かったけれども、つけたことによってやっぱり家族との会話もできたり、外に出てもやっぱり畑に出てもとおる人にあいさつができる、そういうふうな面でものすごいプラスになっていると思います。

それと、今高齢者の交通事故、阿武町ではそんなに多くないですけども、都会ではたくさんあります。一番心配してるのは、そういう方でもつけずに運転されている方が多いと思うんですね。そしたら踏切とかそういうところで、目で見て確認はされるんでしょうけれども、やはり警報音が聞こえないとうっかりして入って事故を起こしてしまうこともある、ないとは限らないと私は思っています。ですから、この70デシベル以上の方は障害者支援法で3月議会でもいいましたように、ちゃんと補助が出るようになってます。等級によってランクありますけれども、それと修理代も出ます。1年に1回の修理代も出ます。5年に1回買い替えのときの補助も出ます。ですから、町がやる軽度難聴者への補助は、そんなに何回も何回も出せるわけじゃないでしょうけれども、とりあえず初回だけでも出していただきたいというのが私の強い思いです。町長の答弁をよろしくお願いします。

○議長 町長。

○町長 まずですね、2辺もいわれましたけれども、今の補聴器、意味が聞こえにくい、難聴の方で障害とまでいかない方についての補聴器が認知症を防げるということではありますが、それをすれば認知症を防ぐ一つの対策にはなるという意味だというふうに思いますので、今いいきられましたけども防げる、それやったら防げるという話じゃちょっとない、防ぐ一つの手立てにはつながる、そういうふうに正確に言ってほしいなというふうに思います。

それからですね、先ほども申し上げましたけれども、サービスというのはですねきりがいいんです、あったらいいなサービスは、我々いろんないわゆる法令に基づくサービス以外に、市町村としていろんな選択肢の中で、そこに市町村の独自性というのが出てくるわけですね、どれに重きを置いてやるか、あったらいいなサービスはたくさんあります、してあげたいこともたくさんあります、そこにはやはり我々市町の、あるいは極端にいいですと組長の思想というものが当然出てくるわけですね。例えばお年寄りの方が、車なんていうんですかね、シルバーカーっていうんですかね、ついていかれますよね、それは本当に足が悪かったらそれがなければもう歩かれないような方もいらっしゃいますね、それを町が全て補助していくんですか、いろいろ同じようなケースはいっぱいありますよ、あったらいいなサービスはいっぱいあります、それを1個1個福祉の町だからこれもやってください、これもやってくださいと、いわれる気持ちはわかるけど、やはりそこには行政としての限界があるんですね。

今たまたま補聴器の話を出されましたけど、たまたまこの押し車の話もしました、いっぱいありますよ、身体のものもあります精神のものもあります、いっぱいあります、そういうグッズもあるしソフト的なサービスもあります。それを全てあったらいいなサービスを求められても、そこには限界があるし、やっぱり節度を持たないといけないと思います。これやったら、これとこれは同じじゃないかと、これも同じじゃない、これも同じじゃないか、あったらいいなサービス、ですから、やはりそこには国は一定の基準、例えば何十デシベルというふうな基準を設けて、ここまではサービスっていうか補助とかもしますよ、でもこれからは一つの自助努力してくださいよ、歩きにくいのは当然わかりますよ、それを遠くまでついていっていろんな人と交流ができる、それがなかったらそれもままならないこともある、それは当然わかります。でもそれを、あったらいいなサービスをやるんですか、全て行政が、ということにやっぱ結論的にはなるわけですね。ですから、ないと本当に困るものについて、行政は手を差し伸べるけども、あとはやはりまさに優先順位をつけて、今こういうお金はある程度できたから、じゃああったらいいなサービスの中でどれが一番優先順位があるのかな、それを見極めて、今年からこれをしましようということは、これっていうのはこれ今話じゃないですよ、こういったサービスを新たにしましよう、これはありえますよ、もちろんあったらいいなサービスも全部しませんっていう話じゃない、優先順位をつけて、なるべくやっていきますが、今おっしゃるような今回のケースにつきましては、今その優先順位の中では一番大事だなというふうに、大事ではあるんですが、上にくるといことじゃなしに、もっともっと多くのサービスがあるんで、そこは徐々にですね、やれるものからやっていく、そういうことであります。全て同じです考

え方、福祉サービス、福祉サービスだけじゃなしに行政を行うサービスはみんなそれですね、あったらいいなのサービス、そしてなければ困るサービス、そこをしっかりと見極める、そのことを申し上げておきたいと思います。

○議長 1番、再再質問はありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 私には何か知らないですけど、もうなんかこれをやりたくない理由をいっぱい述べられているような気がしてなりません。

やっぱりあったらいいじゃなくて、あった方がいいな、あればいいなというもっと強い、先ほどいいましたように、これをつけることによって認知症を完全に防げるんじゃないかって、防ぐ一つのことなんですね、だから、少しでもそれを取り除くために、ぜひそれをやっていただくという、これが当てはまるかどうかわかりませんが、耳学問いうことで、耳からの情報が非常に大事だと思うんですね。だからその情報が入ってこないということは、やはりもうどういっていいんですか、社会に溶け込めなくなる、いろんな話題が、私なんかもしょっちゅう経験はしてます、いろんな方と話しても、こっち側がいうてることに対して、なんか分かっているのか分かってないのか、こっちもほぼ判断がつかない、たまにトンチンカンな回答がと出てくるときがあります。そういうことを繰り返していると、あの人と話してもしょうがないなというところで、我々の方も離れていくような感じになっていくと思うんですね。ですから、そういうことも防ぐためにも、先ほどからいいましたように、最終的に認知症になると介護なんかでも大変だと思うんですね。だから、そういうことを少しでも遅らせる、防げる手立てとして、これをぜひやっていただきたいということで、ずっと質問をしています。

最終的に、他の市町がやったら考えなくもないなというようないい方なんですけども、いろんな施策を率先してやっているから、このことも阿武町はやっていうふうにぜひ表明をしていただきたいと思います。最終答弁、町長の答弁をお願いします。

○議長 町長。

○町長 何回も申し上げておりますように、今現在、この時点でなければならぬサービスというふうに判断をいたしておりませんので、あったらいいなのサービスの中で重要なサービスであるなど、重要なことであるなどという認識はもちろんはじめからありますけども、わかりました、やりましょうというふうなお答えはできません。

ただし全く今後のですね状況、そして他のサービスを今からサービスを減らしていくつもりはありませんから、いろんなサービスをみなさま方に提供していきます。その中の優先順位のところには当てはまるような状況になりましたら

ですね、これ全く検討しないという話ではありません。今現在は難しい、でも将来的にいろんなサービス、これだけじゃなしに、いろんなサービスを今からも、福祉を進めていきたいと思えますから、その中でこれが浮上してくるということであれば、それを今現在否定するものではない、現時点では難しいって話です。

○議長 1番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○1番 米津高明 それでは2項目目の質問を行います。

shibano に関して質問をします。まずお聞きしたいんですが、オープンに際して、設置に応じた費用はどれぐらいかかっていたのか、またどういう位置づけで将来的にどういう shibano にするというビジョンを描いての設置だったか、行政側としてどう関わってきたのか、それと、当初からなぜ週3日だけのオープンであったのか、それと、前任者の方の任期満了がそんな直前じゃなくて、前から分かっていたはずで、その手立てをなぜ早くしなかったか、それと、設置したことにより、当初の目標を現時点で達成されたかどうか、これ今後、この shibano をどうしていくか、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 只今の1番、米津高明君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 阿武町暮らし支援センターshibano についてのご質問でありまして、内容としては四つあったというふうに思います。順次お答えをさせていただきます。

まず一点目の設置に要した経費であります。町では平成27年度から始まった、まちひとしごと地方創生を受けて、コミュニティデザインのスタジオLと契約をして、まちひとしごと創生特別事業を進めてまいりました。

さらに、平成28年度から、21世紀の暮らし方研究所、いわゆるラボというしておりますが、このラボを結成して奈古浦の古民家をお借りして、町内外からおおよそ40人が毎月住まい、仕事、そして人を活動テーマに、選ばれるまちをつくる、ということテーマとして活動を進めてきました。

そうした中、奈古中央通りに面した元奈古薬局の建物を、ラボのメンバーによるDIYで拠点作りを行おうということになったわけでありまして。かかった経費は、土地建物の購入費が170万円、と傷んでいた屋根の修理等で379万6,000円、そしてプロポーザル方式で選定した業者と町の拠点化を目指した旧奈古薬局改修ワークショップ業務委託料として633万9,000円、その他電気工事、水道工事、エアコンの設置等で98万2,000円、合計1,281万7,000円です。ちなみに、このうちの851万6,000円が地方創生の交付金であります。

そして、この他机や椅子とかパソコン、そして厨房機器とした細々とした什器備品がありますが、これらについては省略をさせていただきます。

次に2点目の設置の位置づけと将来ビジョンであります。平成30年4月21日に開所した阿武町暮らし支援センターshibanoは、その設置および管理条例において、この目的を移住定住および地域住民等の交流促進を図り、地域活性化に資するため、支援センターを設置するというふうに明記しております。

私は開所のあいさつの中で、人口減少に立ち向かうべく、平成27年に阿武町版総合戦略である、選ばれるまちをつくるを策定し、住まい・ひと・しごとの三つのキーワードのもと、それぞれの対策の拠点がこの支援センターであり、大きな社会実験ともなるこの建物が、その役割を果たせるよう、みなさんからのご意見を聞きながら運営してほしいというふうに申し上げました。このことは、私は管理業務に従事された初代の集落支援員のもと、役割は十分に果たされたと思っておりますし、これからも引き継がれるものと思っております。

次に3点目の、行政の関わりや開所日についてであります。

この施設は古民家を改修したとはいいながら、町が整備した公共施設であります。その管理については、会計年度任用職員である集落支援員が行い、業務内容は、移住および定住の促進に関すること、そして地域住民および町外者との交流促進に関することとなっております。さらに、集落支援員の月間の勤務日数は17日で、ということは週4日でありまして、当初からshibano勤務は週3日、そして集落点検業務を週1日というふうに割り振っているところであります。なお、集落支援員の任期は、地域おこし協力隊と違いまして、3年という年限的な制限はありませんが、新陳代謝を行うというために、原則3年以内、そして最長でも5年というふうにしていただいております。

議員のご指摘のとおり、前の集落支援員が5年の年限で離任後、今年の4月5月と2ヶ月の不在期間が生じ、利用者のみなさま方には大変なご迷惑とご心配をおかけ致しましたが、実はこの6月1日付で、新任の集落支援員が着任をいたしました。

なお、前任者が3年を経過した時点から、ずっとその後任者を探しておったわけではありますが、なかなか適任者が見つからず、また業務の内容からして、誰でもよいというわけではありませぬので、このような結果になったことにつきましては、申し訳なく思っております。

最後に4点目の、目標の達成と今後についてであります。2点目の回答と若干重なりますけれども、新型コロナの影響で集まりごと等の活動が制限されて、ラボの活動が停滞したことは否めないところがありますが、一方で、Iターンの窓口として、まちづくり推進課の担当と連携した相談や紹介はしっかりと行ってくれましたし、また特に、奈古浦地区の方々やいろいろな女性グループなどのサロンのような場となったり、子どもが集まって宿題をしたり、ズームを使った遠隔での英会話教室、そしてヨガ教室など、新しい取り組みなども行い、一定程度の成果は上がっていったというふうに思っております。

今後は、こうした取り組みを継続するとともに、街の玄関口である道の駅やまちの縁側の位置づけのABUキャンプフィールドと連携をして、町の勝手口的な日常の阿武町を体験する窓口としての shibano の機能をさらに図ってまいりたいと思っているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、只今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 回答の中で、週3日であったというのは17日として、この集落支援員の方の勤務日数が決められているというふうに解釈してもいいんでしょうか。ただちょっと残念なんですけども、道の駅、町長もずっといろんな面でいわれてると思うんですけども、道の駅ともっと密な連携をしていくべきじゃなかったかな、特にキャンプ場ができてるわけですから、もう少し密な関係で、そこへかなりの人がくるという状況、そういうのを作り出す、作り出していくということが必要なと、そのためには、やはりキャンプのお客さんも土日祭日が多いですから、できたらこの shibano のオープンを、それに合わせたような形態にしていくというような考えがいいんじゃないかと私は思ってるんです。

それと、そういうふうに縛りがあって、3日しか勤務できないというのであれば、これはできるかどうか、そこは私もそこは分からないですけど、2人そういう支援の方をきてもらって交代でやっていくとか、だから道の駅の休みは水曜日が基本的には休みだと思うんですけども、その日だけお休みし、後は全部オープンして行って、もっとたくさんの方を受け入れる、そして案内も、周辺の案内もしていただいたらいいんじゃないかと思っています。

釜屋自治会で、これとはちょっと関係ない話なんですけど、サロンをオープンしたんですけど、そこでちょっとこのサロンの人らと話ししてるときに、移住者というか、ちょっと違うなという人がご夫婦で通られてたんで、角っこの空き家を見られてたんですね。それで、空き家を見られてたときに、ちょっと案内でいろいろ説明してもらった方がよかったのかなという思いがあるんですけども、ちょっと話をしてみたら、海の見える家に住みたいと、地方の方ですね、長野県かどこかだったと思います。その方がそういう家を探しているということで、いろいろ見てまわってるということだったんですけども、結局は、その家は借りられないで、他へ行かれたんだと思うんですけども、そういうときにもっとしっかり説明できるように、外へも、そういう方がもしも来られたら行けるような状態にぜひしていただきたいなど、情報発信をもっとしていくべきだと私は思うんですけども、このオープン、もう少しどうですかね、3日間だけじゃなくて6日間とかいうのにはできないんでしょうか、ぜひこれを考えていただきたいと思いますけれども、町長答弁よろしくお願いします。

○議長 町長。

○町長 月に17日間というのは、今これ国の地域おこし協力隊の関係の事業でやっておりますので、これを広げるというのはなかなか難しいし、これ毎度申し上げておりますが、これ地域おこし協力隊も同じなんですけど、その人たちはそこで永久就職するわけじゃないんですよ、年限があるんです。今の集落支援員は基本ない、要綱的には年齢制限を国は求めてませんが、現実問題として、そこが永久就職の場合かというとなると、やはりこれは住民の方々がいろんな批判が起こる、ですから、町としては地域おこし協力隊については、3年基本、毎年更新ですけど1年更新で最長3年にしよう。集落支援員はもう少し地域にどっぷり入っていかなきゃならない面もあるから、基本は毎年更新の3年ですけど、5年までは引っ張ろう、引っ張ってもよいことに決めておるんです。いずれにしたって年限がある、それが年限が終わったときに終わりましたと、ありがとうございましたって、何をするんですかっていう話ですよ。だから17日というのがあって、残った日にちに自分がその年季が明けたときに、ずっとそこにソフトランディングできるように、自分の仕事のネタを作ってくださいよ、例えば、阿武町で土地家屋調査士をやろうというふうな人がもしいらっしゃったらですね、将来的にですよ、集落支援の仕事もしながら、残りの日にちの中で10数日の中で、自分が勉強し、あるいはいろんなところ行って勉強して資格を取り、そしてそういうことを積み重ねて、そこにソフトランディングできる、これが集落支援員なり地域おこし協力隊の基本的な考え方です。これも毎度申し上げておるといふふうに思います。ですから、これをがんじがらめに週5日間とか、6日間とか1人の人を拘束するというのは、それは一見いいですけども、やっぱり将来的にその人については申し訳ないことをしてるということです。

今ならばもう1人というふうな話もありました。これにつきましてもですね、やはり一定程度制度の中でやっておりますから、そこに2人、現実問題としてですよ、それは私は現実問題としてはなかなか難しいと思います。ただ、先ほど申されました連携、道の駅との連携もありますし、今私はもっと道の駅の連携もありますが、ABUキャンプフィールドをまちの縁側といっておりますよね、縁側ですが縁側と同じように、shibanoは阿武町暮らし支援センターでありますから、いろんな阿武町暮らしの実態を見てみていただくというか、ご紹介する場でもありますから、ここの連携は大事。そしてもう一つ大事なのが、あぶナビさんとの連携、これをしっかり今新しくこの6月から、ちょっと2ヶ月間ブランクありまして、大変みなさんに迷惑かけましたけども、あれもですね、おられなくなって騒動したわけじゃないんですよ、3年過ぎた時から募集はかけてるんですよ。ところが、なかなか今ですけれども同じですけども、地域おこし協力隊であれ集落支援員であれ、今売り手市場になっているんです

よ。要するに人がいないんです、応募者が、そういう状況なんです、全国で同じことをやってます。阿武町なんかははじめの頃から取り組みましたから、一定程度の人がきてくれました。応募者1人募集するという時に3人も5人も来たことがあります。でも今はまったく逆です。まさに売り手市場、来られる方が選ばれるんですよ。自分たちはまず、阿武町のミッションはこれだ、何々市のミッションはこれだ、それを比較される、勤務のいろんな条件状況、そして一番主は給与もあるかもしれません、そうしたものを比較してどこへ行くと決められる、人が少ないんですよ応募者が、ですからちょっと本当は3年ぐらいでポチポチですよって話したけども、どうしても人がいらっしやらないんで、そこから次の方の募集ははじめたんですよ、でもどうしても応募者がいないんで、やむを得ずもう1年お願いします。さすがに5年の年限ははじめから決めてますから、これ以上はもう、逆にいったら先ほどの永久就職ですかという住民の批判を受ける状況になるんで、それはちょっと待ってくださいということで、2ヶ月間ブランクが空きましたけども、この6月から適任者が見つかりまして配備しておりますけれども、今からはまた業務に戻っていくというふうなことであります。ただ、おっしゃいますように、全く同じことをしておればいいということじゃありません。状況も変わっておりますから、今までに増してですね、他との連携を取りながら、しっかりとミッションをクリアしていただけるようにしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長 1番、再々質問ありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 選ばれる町を目指している阿武町としては、大変厳しい状況かなというような感じを受けました。それだけ景気が回復してきて、働く場所がたくさん増えたんかなという気もしています。

今キャンプ場が縁側といわれましたけれども、shibanoをそうすれば、玄関として玄関口として、いろんな位置づけでぜひやっていただきたいのと、3日間ですけども、そのうち1日ぐらいを日曜日か何かをやるようなのはもうどうしても無理なんでしょうか。やはりキャンプ場のお客さんとかいうのは土日が多いですから、その方がこられても、例えばshibanoが分かってもそこへはこれない、閉っているから、そのような状況じゃないかと思うんですけども、その辺の回答をお願いします。

○議長 まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) 今の6月1日から新しい集落支援員になりまして、これまで火木土でありましたが、日曜日、土曜に代わって日曜日を開所するように計画をしております。以上です。

○議長 1番、続いて3項目目の質問を許します、ご登壇ください。

○1番 米津高明 それでは3項目目の質問を行います。

阿武町の職員に関する質問をします。現在の私が調べたときですけれども、現在の阿武町の職員構成ですけれども、職員定数は65人、現状は56人です。この中には福賀診療所の先生も含まれています。これにプラス特別職3人、町長、副町長、教育長の3人が入ります。

この内訳ですが、男女別ですが男性職員が33人、女性職員が23人となっています。年齢構成は60歳代の方が5人、男性4人女性1人、50歳代が16人、男性10人女性6人、40歳代が14人、男性女性とも同じ数7人7人、30歳代が11人で男性6人と女性5人、20才代が10人、男性6人女性4人となっています。

勤務年数でいえば、40年以上の方が2人、30年から39年までの方が15人、20年から29年までの方が7人、10年から19年までの方が6人、9年以下の方が26人となっています。

それと会計年度職員の方が22人、これはもう少しいらっしゃるんですけど、正職員の方と同じような勤務体制の方の数だけです。

事務職の方が9人で後の13人の方が保健師さんとか保育士さんの方で、全て女性の方です。

こういうことを見ると、ベテラン職員が数年で退職、今年もかなりの方が退職されましたけれども、真ん中世代がすごく少ない、今までいわれてるように、土台いうんか、若い方が多いんですけども、スリム、真ん中がものすごくスリムになっていて上が重たくなっているというような状況だと思います。

真ん中世代が今いいましたように少なくなり、比較的経験の浅い職員の方が多くなっているのではないかなあ、そのことによって、人員不足によるミスも起こりやすい、こういうことを危惧しています。

今まででいえば、まちづくり推進課や健康福祉課でいうと、コロナ関連の施策が次々と打ち出されて行われていて、すごく対応に追われてたと思うんですね。これでいろんなことができてたのは素晴らしいと思ってるんですけども、こういうことが長続きすると私は思っていませんので、それと、退職者数に対して6人の募集をされたということですが、実際採用されたのは2人にとどまると、これも先ほど町長がいわれたような、あれと少し関連しているんかなとは思ってますけども、これはなぜなんかなというような気持ちと、このように慢性的に人員不足では職員の方の業務負担が増して、こういうことがあつたら困るんですけど、再び大きなミスが発生しかねないと私はちょっと心配してます。こういう定員確保に向けて、今後どういうふうな対策をとられるのか、町長の答弁をよろしくお願いをします。

○議長 只今の1番、米津高明君の3項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 阿武町職員の職員構成と、定員確保に向けた今後の対策についてであります。

米津議員のご指摘は、町の職員数が定数の 65 人に対して実人員が 56 人、定数に比べて 9 人少ない上に、半数近くの 26 人が、勤続年数が 9 年以下であり、人員不足と経験不足によるミスが起こるのではないかとのご懸念であります。

本町においては、職員の年齢的偏りは、これは以前から大きな問題がありまして、これを是正するために、これまで退職者の再任用や年齢を年限を 39 歳までとする中途採用、あるいは採用試験を高校卒業程度にするなど、いろいろと手立てを講じてきた経緯があります。そしてその結果、現在、年齢的には先ほどは勤続年数で物をいわれましたが、年齢的には再任用の 60 代であります。これが 5 人、50 代が 16 人、40 歳代が 14 人、30 歳代が 11 人、20 才代が 10 人というふうになっておりまして、完全ではありませんが、概ね年齢的なバランスにつきましては取れてきたというふうに思っております。

こうした中で、先ほどの人員不足や経験不足によるミスのご懸念であります。この中で経験不足についてであります。職員の能力の判断につきましては、先ほどもありますように、勤務年限も関係ないとは申しませんが、もう一つでは経験年数という見方があります。つまり、他の職場で多くの経験を積んで一定程度の年齢になって入庁した職員は、勤続年数につきましては 9 年以下というふうなことで少なくとも、中途採用としてまた社会人として豊富な経験を積んでおり、高い能力を持っておりまして、特に本町においては、結果として多様な経歴のある職員が集まって、組織能力が上がっているようにも感じているところであります。

ちなみに先ほどの数字から申し上げますと、勤続年数が 9 年以下の職員は 26 人ですが、このうち社会人経験が 10 年以上ある職員、いわゆる中堅職員は 10 人おりまして、中には 40 歳代の職員もいます。9 年以下であっても、10 人以上がそういうベテランではない中堅職員だということでもあります。

次に、職員の絶対者の不足ですが、これを補うために、昨年は採用試験を 3 回行いました。そして実際の採用にあたっては、合格者には別途本人に電話で入庁の意思確認を行った上で、大丈夫ですねということですが、そうした意思確認をした上で、採用内定通知を出すわけですが、その答えは必ず入庁しますということでこの通知を出すわけですが、そういうふうにご答えられたわけではあります。最後の最後でいわゆるドタキャンをされる方等もそれなりにありまして、今回は最終的に 2 人しか採用できなかったわけでもあります。

なお辞退の理由としてははっきりとはいわれないわけですが、いろいろ聞いてみますと、別に受けていた公務員より給料のよい会社に受かったとか、国や県の職員に合格したとか、今勤めている会社に今より好条件で残ってくれ

と慰留されたとか、そのようなことがあるようであります。

なおこういった傾向は、少し前に県内の他の市町の組長さんの何人かとお話しをしておっしゃっておられましたけど、どこもこのような状況であり、内定があてにならない、また、たとえ入庁しても若い職員が何の躊躇もなく他の職業に転職するために、1年たたないうちにでも平気で退職するということで困っているというふうなことも聞いております。

こうした中、定員確保に向けた今後の対策についてであります。12月議会の市原議員のご質問でも申し上げましたが、町職員にはつきましては、国家公務員と同様に、定年延長措置として、段階的な定年の引き上げや、暫定再任用制度もあるところであります。今現在4人のベテラン職員が再任用職員として勤務をしているところであります。

また来年度以降においても、勤務経験の豊富な課長やベテラン職員が定年退職になるところであります。今後の職員採用におきましては、職員の再任用や、段階的な定年延長をしっかりと見極めながら、長期的な展望に立って、適正な職員の確保や採用計画を行おうとしているところであります。また職員人数におきましても、先ほどのいわゆるドタキャンもありうる、というふうなことも考慮した中で余裕ある人採用を行いたいと考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 1番、只今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 働き方ということでは、ある方なんか、いつも町の窓を見ると、いつまでもあそこは電気が点いておるとか、教育委員会も遅くまで車が停めてあり電気も点いているという、こういう状況を見られてる方が、時々どうにかせんにゃいけん違うかなというようなことは、話を聞いております。つまり働きやすく、今以上に、阿武町の職員で仕事をして良かったという誇りが持てる、もっと職場づくり、こういうのを目指していくべきではないかというふうに思っています。

阿武町は、ちょっと私も調べてないから分からないんですけども、国は男性の育休なんかをかなりの奨励をしてくれてますけども、やはり男女問わず、時間や精神的にゆとりのない職場、こういうところでは仕事にも打ち込めない、安心して休暇も取れないということになって、そこに例えば残業が多いと家族に不満が出てきたりして、そういうふうになっていくと、仕事を多く抱える上に、悩みまで抱えることになるので、日々の仕事にちょっとしたミスが発生しかねないと、私は誘発しかねないと思っています。

各課にやっぱりもう少しゆとりを持ってもらった仕事、業務内容、それと以前、誤振込のときに町長がいわれたと思うんですけど、例えば支出なんかで、

10万円以上の決済の場合は全部自分にまわってくるというのを、もう少し各課に責任を持ってもらって、金額を分けてそこまでは課で、もっとスピーディーにもっと町民の要望にスピーディーに対応するというふうなことをすれば、町長としても仕事はその分全体を見渡すような仕事について、より阿武町がいい方向に持って行かれるというふうに私は思っていますので、ぜひその辺も考えていただきたいというふうに思っています。この件に関しての町長のご見解をお願いします。

○議長 町長。

○町長 まずいろいろ遅くまで職員、役所に灯が点いておるというふうなことで、みなさん大変だというふうなことであります。まさにそのとおりであります。以前ちょっとこれはちょっと蛇足になりますけども、以前私県庁職員の話聞いたときに、県庁のあの大きなビルにですね、灯が遅くまで煌々と灯がついているということですね、県民の方からいろんなお叱りがあると、無駄だと、電気代も出して何するかという話がある。私はそのことを聞いて、県庁職員にそのようなことに対してみなさんどう思うのって聞いたら、大変心外だと、一生懸命努力して、それを電気が点いてるから無駄だと、みなさんのために一生懸命努力しているのに、それを無駄だといわれたら情けないと、そういう話もあります。私は同じように職員も一生懸命頑張って、それは本人については辛いことですが、例えば8時も9時も仕事をするっていうのは、これは辛いことですが、本人にしてみれば、先ほど米津議員は誇りの持てる職場が必要だと、職員は誇りを持ってます仕事に、誇りが持てる職場が必要だといういわれ方はですね、大変失礼な私はいいい方だと思います、皆一人一人が誇りをもって仕事してます、ですから阿武町役場は誇りの持てる仕事場です。それはちょっといいと思います、いわせていただきます。

そして、その中で、その誇りを持てる、そして誇り自信を持って仕事をするためにみなさん頑張っている。それについて、遅くなったりすることはもちろんあります。それについて何かの対策なら、それはわかります。わかるんで、それはしっかりとしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、先ほど申しましたように、人員についても余裕を持って、そして今のZ世代といういい方もありますけれども、そういった方々は躊躇なく辞められます、本当にどこも同じようなことをいろいろといわれます。それは公務員だけじゃなしに民間も全く同じです。自分のライフスタイルを変更するのに何の躊躇もない。そういう世代が今育って社会に出てきています。同じようなことが阿武町役場においてももちろん起こっています。

ですからそこらのことも見据えた中で余裕のある人員採用をするということ、いわれるとおりに必要であるというふうに思いますし、今年度試験をするわけですが、これについてもそういったことも若干、例えば途中でですね、

そういった方が出られてもですね、いいような、そういう採用の仕方はやっぱりするべきだなというふうなことをつくづく、今回言葉は悪いですけど、いわゆるドタキャンというやつがあれほど多かったわけですから、こういったことも今からはあるんだなというふうなことの中で、最終的に本当に職員として辞令交付するまでわからないなというふうなことを感じましたから、そういうふうなことも在り得るというふうなことで、採用はちょっと余裕をもってしたいというふうに思っております。

そして、これは直接関係ありませんが、先ほど決済の話であります、例えば支出命令を町長のところに来ようが、副町長のところで終わろうが課長のところで終わろうが、それは決裁者が増えるだけ、私の仕事が増えるだけであって、みなさんは発出する方は何の仕事も増えません。そこはちょっと上の決裁者、決裁者といっても課長決裁と町長決裁しかありませんから、私の仕事が増えるだけであって、みなさん方は、支出命令収入命令そういった帳票書類を出すのは、出せば降りてくるのを待つだけでありますから、それも私はほぼその日のうちに自分の思いとして、職員が長かったわけですから、その日に上がったものは目にしたらすぐ、例えば 30 分以内にはほとんど返します。というふうなことでやっておりますから、そのところはちょっと、違うとご認識いただけたらなというふうに思います。

○議長 1番、時間が少なくなりますが、再々質問ありますか。

(1番、米津高明議員「はい」という声あり。)

○議長 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 言葉がちょっと足らなかったかもわかりませんが、私は今以上に、今誇りを持っておられないという意味ではいいません、そういう意味ではなくて、今以上に誇りの持てる職場にという意味でいいました。それだけちょっと、申し伝えておきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長 これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

○議長 ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始／10時22分 会議再開／10時32分

○議長 議会を続行する前にですね、実は4月1日の人事異動におきまして、新しい議会参加がいらっしゃいますので、それぞれ自己紹介をしてほしいと思います。柴田さん。

○出納室長(柴田奈美) この度、出納室長になりました柴田です。よろしくお願いたします。

○議長 小野支所長。

○宇田郷支所長(小野智彦) この度、宇田郷支所長になりました小野です。よろしくお願ひいたします。

○議長 以上で、新しい議会参与の紹介を終わります。

○議長 それでは、休憩を閉じて会議を続行します。休憩前に引き続き一般質問を行います。次に4番、西村容子君、ご登壇ください。

○4番 西村容子 こんにちは、4番、西村容子です。通告に従いまして質問いたします。

項目1、有害鳥獣対策について、昨年9月定例議会一般質問において、市原議員の質問にもありましたが、ここ数年前からイノシシやサルなどは増えているのではないかと感じております。

また、この春も県内各地にクマの出没が多く、特に北海道ではヒグマの目撃が相次いでいます。残念ながら5月には釣り人が襲われました。山菜採りや登山と、山野に入る機会が多いので、大変危険だとたくさんの報道も聞いております。

私も山の周囲に暮らしておりますが、いつもサルはいないかと、あたりを見回し出かけています。時には集団で木々や屋根瓦にももちろん上がっております。そして、田の畔をウロウロしてあたりを伺っています。

また、果樹の上にネットをかけても、もぎ取って周囲に皮をまき散らし、木の上から高みの見物をしており、出かけるときはすぐ外には出られず、時間もかかります。

集会の場において、せっかく野菜を植えても引き抜いて畑の中がめちゃくちゃです、どうにかならないですかねと、ため息交じりで悔しがっておられます。

さて、平成30年頃にサル天井侵入移動式捕獲柵の設置を3地区で行われましたが、サルの方が賢いのかかなか入りません。その後、他地区での捕獲の様子はいかがでしょうか。

いつも、いつ出てくるのか日々不安な生活の中におります。この町で安心して暮らしていくためにも、しっかりとした対策を考えていくべきではないでしょうか。このような現状の中質問をいたします。

1、人口減少と高齢化の中、猟友会会員の会員数は5年前と現在ではどのような会員数になっておりますか。そこで、令和5年度狩猟免許試験日程のお知らせが、先日5月の広報に掲載されておりました。その中の説明には、申込期限が5月24日となっており、5月の日程はあまりにも申し込むには近すぎて、できれば今後は早めのお知らせをされてはいかがでしょうか。

また、県内5ヶ所での別日程でも行われるようになっており、大いに啓発をしていただきたいと思っております。

2、追い払いロケット花火ですが、1集落だけの追い払いでは効果がでないと思っておりますが、ロケット花火の補助を増額し、各地区へ配布をすることは

かがでしょうか。

3、昨年9月議会において、里山作りに向けた支援を検討すると回答されました。その後の進捗状況はいかがでしょうか。

以上3点の質問について、町長に答弁を求めます。

○議長 只今の4番、西村容子君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 4番、西村議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、猟友会の会員数の5年前と現在の状況を申し上げますと、5年前、平成30年度であります。奈古地区が9人、福賀地区が14人、宇田郷地区が3人、合計で26人でありました。そして、昨年度、令和4年度であります。これが奈古区が7人、福賀地区が14人、宇田郷地区が4人、合計25人となっております。この5年間で1人ほど減ったということでありまして、この5年間で1人ほど減ったということでありまして、総数的には大きな変化はない、1人だけ減ったということでありまして、個別적으로는高年齢等によるリタイヤをされた方が8人いらっしゃいまして、一方で、新たに狩猟免許を取って猟友会に加入された方が7人ありまして、比較的よい形で新陳代謝が図られているというふうな感じを持っております。そしてこのことは、平成31年度から町単独で新たに狩猟免許を取得された方に対して、資料免許講習会受講費と資料免許申請手数料を10/10、つまり全額を補助するわけでありまして、阿武町有害鳥獣対策事業というふうな銘を打っておりますが、これを制度化したわけでありまして、これが一つのインセンティブとなって、若い方の狩猟免許取得につながったのではないかとこのように思っております。

なお、西村議員ご指摘の狩猟免許の試験日程の広報掲載の件であります。実は狩猟免許試験の報道発表がされた日が4月18日でありまして、町の広報誌の4月20日号の原稿に間に合いませんでしたので、やむなく5月号に掲載をさせていただいたところであります。

なお、ご指摘の別日程の周知につきましては、狩猟免許は今後6会場で8月まで実施される予定でありますので、広報の今月号6月号で全日程の周知をさせていただきたいと思っております。

次に、追い払いロケット花火の補助についてであります。追い払いロケット花火につきましては、平成28年3月に開催した、阿武町サル被害対策講習会の際に、受講されました集落や自治会に対しまして、地域が主体となり、協力して進める効果的なニホンザル対策というふうな題目の中の一つの方法として、あくまでも体験用として、手持ち式の発射台とセットでロケット花火を配布したものであります。したがって、現在、農林水産課において緊急的な追い払い用として、若干の在庫は保有しておりますけれども、基本的にはそれぞれの受益者、あるいは集落自治会等での対応をお願いしたいというふうに思いま

す。

次に、里山作りに向けた支援の件であります。有害鳥獣に対しましては、地域ぐるみで対応することが重要であることから、町では昨年度より山口県萩農林事務所と連携して、鳥獣害と戦う強い集落作り事業というもので、これに取り組んでいるところであります。そしてこれを受けて、実は昨年12月20日にアドバイザー派遣による鳥獣害対策に係る座学の開催を計画し、町内の自治会長さんと農事組合法人宛に案内をし、実施したところであります。ただ残念ながら、宇田郷地区からはご出席はなかったということでもあります。そしてこの座学の中では、イノシシ、サル、ヌートリアの基本的な生態被害管理のお話がありまして、また獣害対策に係る集落点検手法として、宇久自治会を対象に現地確認と、出没状況・被害状況を取りまとめ、対策に取り組む実施カレンダーの作成演習も行ったというふうに聞いております。

なお、この研修会の中で、講師が被害管理の基本として強調された点が、まず餌をなくすこと、そして囲う、隠れ場所や藪に注意する、被害を出す個体を確保する、この四つのことを総合的に実施することが被害の減少につながると助言されたと聞いております。そしてこれを受けて、隠れ場所、藪の解消に向けた里山作りに関する今後の計画につきましては、引き続き今後とも協議検討することとなっております。

なお、昨年度の研修会に参加できなかった福賀地区の3法人、農業法人におかれましては、地域の全体で四つの農業法人が連携して、まさに地域ぐるみで有害鳥獣対策の具体的な方法を決めていくということでありまして、これには里山形成の協議も含まれるというふうに聞いております。

また、里山作り事業の実施に当たっては、国の鳥獣被害防止総合対策事業や、県のやまぐち森林作り県民税関連事業としてこれを活用する予定としております。以上で答弁を終わります。

○議長 4番、只今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 本当に毎日サルはいないか、サルはいないかと外を見ながらの生活というのは、山の周辺に暮らしている者としては、やっぱりこのままずっとサルの方は生き続けて、人間が逆に何か見られているような生活をしておりますが、こういうふうに里山作りに向けた検討というのを少しずつしていただければ、みんなも少しは気持ちが休まるかなと思います。目に見える形でなかなか見えないんですけど、こういうふうに会合をされて、話し合いがあるということだけでも進歩かな、ぜひそのままいただければ、地域の人も自治会もなかなか大変忙しい方が多いんですけど、そういうふうなことも自治会の会合の中で説明をされたら、いつも出会うとサルがおるよ、ただそれだけの

回答しか返りませんので、お願いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 本当に近年サルの被害が人的にですね、阿武町では襲われたというふうなことはないわけでありまして、もう近くではそういったことは頻繁に起こっておりますし、日本のいろんなところでそういう何ていうんですか、人的な本当に被害があるわけでありまして、阿武町におきまして、捕獲の檻等も、特殊な捕獲の檻等も設置をしておりますが、なかなか相手も賢いわけでありまして、取れないというのが実情であります。ただ銃で撃つものについては、相当な数を取っておるわけでありまして、全く何の対策もしてないということではないというふうに考えております。そしてまた、やまぐち森林作り県民税を使ってですねやっておる中で、例えば竹林、繁茂竹林ですね、繁った竹林、これまた竹林が増えておりますので、これらについては、やまぐち森林作り県民税を使って、そうしたものを伐採していく事業につきましても、毎年町でそのお金を活用してやっておりますし、また新しくはじめたものとして、直接関係はないかもしれませんが、やっぱり藪のようなものを減らしていくということも大事でありますから、今、道路にかぶさっている立木を、法の一定程度の高さまで切っていくというふうなことを、新しく単独の事業ではじめさせていただきました。全て一辺に覆っているのが全部除くわけではないんですけども、これにつきましても継続してですね、そういう藪的なものをですね、ちょっとずつでも減らしていくというふうなことで、町としても努力はさせていただきたいというふうに思っております。

なお先ほど、猟友会の方々、若い方々が免許を取っていただいて、人数は1人しか減ってない、あまり変わらない状況でありますけれども、実際には中身は、ぐっとですね新陳代謝がされたというふうなことでありますから、これにつきましても、引き続きこの補助をやっていきながらですね、新陳代謝をして捕獲体制をしっかり整えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長 4番、再々質問はありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 猟友会の方に、今はちょっと入院とかされておられないんですけど、人家があるところは撃たれんっていわれて、やっぱりそういうもんなんだ、人と人とのやっぱりケガっていうか、間違いが起こっちゃいけないからっていう意味ではありますけど、目に見える形で、藪のこういう減らすとかそういう形をされれば、みなさんしてもらっているなっていう、自分の山も一緒ですけど、少しそういう気持ちを上げていかないと、いつまでもただおる、ただおる、サルが出た、サルが出た、あればっかりが毎日なんで、お互いにそういう認識がないといけないなと思います。以上です。

○議長 答弁いますか。

○4番 西村容子 いや、よろしいです。

○議長 町長。

○町長 本当にみんなです、地域ぐるみで有害鳥獣対策というのをしなくちゃいけません、おるから撃つとか、毘かけるっていうことだけじゃ絶対になくなりません。これは地域の方々が自分のこととして、それも個人だけじゃなしに、地域ぐるみでやっていって、ここの周辺に行ったらいけないよというふうなことを学習させなきゃいけないというふうなことであります。

そして、これちょっと話違いますが、もう一個ですねよくいわれるのが、サルとかが平場に降りてきて、鉄砲で撃てばいいのにと話聞きますが、池田議員いらっしゃるから専門家がいらっしゃるからあれなんですけど、人家が近いとこで平撃ちというのはできないんですね、平撃ちというのは水平撃ちですよ、そういうふうになってるんで危ないから、その先に人が居るかもわかりません、ですから一定程度の角度がないと撃てない、場所が決まってる撃つてよいところと悪いところがちゃんと決まって、そこにいるから撃つてくれという話は難しいわけですよ。例えば、特に民家の中に出てきて、屋根の上に居るから撃つてくれと、このことはあり得ない話でありますから、撃てばいいのにと話聞きますけども、いろんな制約があるので、なかなか難しいというようなことがあるということもご認識をいただいております。以上です。

○議長 4番、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○4番 西村容子 2項目目に入ります。阿武町コミュニティ交通の運行状況について、令和3年10月1日から福賀コミュニティ交通ふくすけ便を運航開始されました。その後、令和5年4月1日、奈古コミュニティ交通なごやか便、宇田郷コミュニティ交通宇田ふれあい便の出発式が開催され、運行の運びとなりました。地区の足として、主に通院や買い物などの運行となり、3地区の足並みが揃ったのではないのでしょうか。

ここまで至るまでには、お互いにいろんな経緯があったように思います。

運転者さんの中には、アナログ携帯からスマホを使用するために買い換えられました。まだスマホを使い慣れないのと、地図を見ながらの家探しと、不安の中3月末日が過ぎました。そして運行日から毎日オペレーターは絶えずスマホのラインを見ながら、申し込みがあると運転者さんに呼びかけます。利用者さんが待っておられますので、OKをいただかないと運行ができません。そして無事運転が終了すると、お疲れ様の言葉がそれぞれの運転手さん、役員からラインに入ります。いつもお互いにねぎらい合い、とてもいい雰囲気だと思っております。そこで、会計担当は運行日誌にて計算となります。

運行開始から2ヶ月が過ぎました。先日ある方から、これから自分が運転で

きなくなったら乗せてもらいますよとのお話もあり、今後期待されているのだなと思いました。ここでお尋ねします。

1、令和4年度福賀コミュニティ交通ふくすけ便の運行状況、運転手さんの様子、利用者さんの感想をお聞きします。

2、令和5年度3地区の運行状況、運転手さんの様子、利用者さんの感想もお願いいたします。以上、町長の答弁を求めます。

○議長 只今の4番、西村容子君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2項目目、阿武町コミュニティ交通の運行状況についてでございます。

最初に福賀コミュニティ交通ふくすけ便の運行状況や運転手さんの様子、また、利用者さんの感想であります。まず、令和4年度の運行実績であります。年間の利用が1,016回、内容といたしましては、福賀地区内が606回、奈古や宇田郷への地区外への運行、これが410回であります。そして1日平均であります。これは予約があれば毎日運行ということでありまして、分母を365といたしまして、1,016を365これで割りますと、平均で2.8回、1日2.8回出るということになります。

次に、運賃収入であります。年間で41万5,700円の実績であります。

なおこの運賃につきましては、福祉バス券の利用が可能としておりますので、これを分けて申し上げますと、現金での収入が25万9,100円で、福祉バス券での支払いが15万6,600円ということになります。

ご案内の当時、町では75歳以上の方、そして障害者手帳をお持ちの方、そして妊産婦、そして免許証の自主返納者などに福祉バス券を交付しておりますが、結構有効に活用されているなというふうな感想であります。

次に運行経費であります。まず運転手さんへの手当などが93万5,700円、そして諸々の消耗品が5万円で98万5,700円合計ですね、合計98万5,700円から、運賃収入の41万5,700円これを引いた、ちょうど57万になるわけですが、57万円をその組織に委託料として支払っております。そしてこのほかには、ガソリン代が18万8,000円、車両のリース料が32万7,000円、携帯の電話代が6万4,000円、任意保険が1万4,000円、合わせますと59万4,000円、これを別途運行主体は町でありますから、町が直接支出をしております。したがって、ふくすけ便の1年間の総経費は、委託料として支払う57万円と町が直接支払うガソリン代などの経費59万4,000円の合計で、116万4,000円が町が持ち出した経費ということになります。

次に、利用者の声であります。電話1本でドアツードアできてもらえるのでありがたい、とかお医者さんや買い物に行くのにとっても便利、というふうなことで大変喜ばれているというふう聞いております。

なお運転者さんにつきましては、およそ10人でグループを作っておられま

すが、市町村営自家用有償運送の交通空白運送で位置づけでありますから、全員が二種免許、または国土交通省指定の有償運送の講習を受けられた上で、業務に当たられておられます。

また、実際の運航手順といたしましては、利用者の配車依頼の電話がオペレーターに入りまして、直ちにオペレーターはラインを使って運転手グループに情報を共有し、誰が運転するかは決めておられるようで、これについては特に問題はないというふうに聞いております。

若干横道にそれますが、まち作り懇談会でも紹介をいたしました、今年3月のJRの春のダイヤ改正で、萩から帰りの列車の奈古駅到着が45分も遅くなりまして、夕方に萩から福賀に帰る高校生が18時35分発の町営バスに乗り継ぎができない事態が発生しました。単純に考えると、町営バスの時間を遅くすればいいわけではありますが、実は法律によりまして、運転手の1日あたりの運転業務の従事時間の制限との関係で、もし遅くするならば、もう1人別の運転手を追加配備する必要がありまして、当然、多額の追加経費が必要となり、現実問題としてこれも難しいわけでありまして、困ったわけではありますが、ふくすけ便のみなさんに相談をしたところ、それなら自分たちが引き受けようというふうなことで迅速に動いていただきまして、春休み明けの4月10日から帰りの便が確保できたということでもあります。

さらに今は乗車予約についても、取りまとめの保護者のグループを作っているところであり、スムーズに利用ができていると聞いており、本当にありがたく思っているところであります。

このように、ふくすけ便は誰でもどこでもどんな目的でも、高齢者に限らず、住民のみなさんの生活の足として大変活躍しておりまして、本当に嬉しく思っております。

次に2点目でありまして、デマンド交通は福賀地区で令和3年10月から始まりまして、奈古、宇田郷地区は今年の4月から運行を開始し、これで町内の全地区で運行をされたということになりますが、それぞれの運行状況や運転者さんの様子、あるいは利用者さんの感想についてということでもあります。

まず、ふくすけ便は4月の今年ですよ、令和5年の4月5月の状況を申し上げますと、ふくすけ便は4月の利用者が93回、5月が79回で、前と同じで1日平均2.8回となります。

次になごやか便でありまして、4月が96回、5月が109回で、1日平均が3.4回となります。

また、宇田ふれあい便につきましては、4月が50回、5月が23回で、1日平均1.2回の利用となっております。

また利用者の方であります、足腰が弱って手押し車を使って歩くようになりました、それでバスは乗り降りが大変なので助かると、いうふうなこと。そ

してまた、年中無休と聞いて驚きました、自分の時間に合わせて電話したらきってもらえるので、週に2回はお医者に行くし、ちょっとした買い物でも大変便利です、というふうな声をいただいているようであります。

なお、デマンド型交通につきましては、住民のみなさんの互助のお力で生まれた地域交通の仕組みで、こうした形の阿武町のデマンド交通の取り組みは、全国的にも珍しく、5月にはNHKや各新聞社などの取材が続きまして、問い合わせも増えましたが、各地区の便のみなさま方のご尽力には大変頭が下がりますし、他の市町や地域で簡単に真似ができることではないと思っております。

福賀ではじまったこうした互助の取り組みが、全町に広がったこと、そしてまた、すでにこの取り組みをベースにして、新たに買い物支援など、暮らしをサポートする取り組みがはじまっているとも聞いております。

高齢化が進み、人口減少が進む阿武町において、行政もちろん努力をしますが、一方で、町民自らが地域の課題や地域で暮らす人々の困難を、他人ごとではなく自分事として捉えて、自分のできることをできる範囲で提供することによって、地域に貢献していく、こうした町の在り様こそ、まさにこれからの阿武町のまち作りの方向性ではないかというふうに思っております。

改めまして、関係各位に心から感謝を申し上げまして、答弁いたします。

○議長 4番、只今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(4番、西村容子議員「はい」という声あり。)

○議長 4番、西村容子君。

○4番 西村容子 最初、福賀のふくすけ便のお話を参考にしながら、できるんやろうかとか、みんなでいつも話し合いをして、そしてアナログ携帯でスマホに変えるんかとかも、運転者さんもいいたい放題といたら悪いんですけど、結構会合の中では、当日、誰も運転する者がおらんかったらどうするんかとか、随分と聞きました。でも、もうこれやってみないとしょうがないからって、当日、ずっと一月の間はずっと私も見てみましたが、今度は本気になってですね、自分がする自分がすると、同時に手を挙げてんですよ、ラインを見ながら、同時にされても譲り合わんと、そこもやっぱり同じ人ばかりしてもらおうと、長期に体力がなくなるかもわかりません。年にとって運転手さんしてですから、だから人を乗せる人を運ぶっていうのは、疲れるものがあると思いますので、その辺も私は会長と相談をしながら、この人ばかりはいけんよねとかいいながら気は使っとるつもりなんですけど、これからどんどん自分の足で運転できる間はいいんですけど、いずれは運転手さんをお願いをすること多くなると思います。

3地区でお互いに知恵を出し合ったというのが、私としてはとても良かったかなと思います。役場と社協のみなさんにお世話になりました。これから体力をつけて、まだこれ走らんといいんと思います。別にお尋ねというほどもあり

ません、まだ未知の世界ですから、これは続けるということが大事ではないかなと思っております。

○議長 町長。

○町長 今、正式に運行をはじめて、2ヶ月3ヶ月目に入ったわけでありまして、ここに至りますまでにですね、いろんな話し合いが地域の方々になされたことは、逐一私の方にも連絡がどのような状況であったというふうなことは聞いておまして、奈古地区においても、宇田郷地区においても、ある時はもう空中分解するかというふうなことがあったというふうなこともしっかりと聞いておるわけでありまして、しかしながら、みなさま方の目ざすものは、方向は一つでありますから、その一点でみなさま方が空中分解をせずにですね、今のような状況に至ったというふうなことが、本当にありがたいなというふうに思います。そしてまた、これもいつも申し上げておりますが、こういった人様のためになることを、みなさま方が住民の力でやり上げておるんです、現在進行形でやっておるということは、本当に大事なこと、互助共助の本当にそのものであります。こういったことが、他のものに広がっていけば、なおさらいいなというふうに思っております。行政が全てに手が届くわけでもありません。まさに縮充のまち作りをしていかなきゃならないというふうにも思っております。

それからもう一つ、今回のこのことについて、これもよく申し上げておりますが、今までなかなかいろんな、例えばボランティア活動とか何とかいろいろあるんですが、そういった中で、ある程度出られる方っていうのは決まっています、いつもの方のような、何とかの委員さんとかでも同じですけども、そういうパターンがあったわけでありまして、この度の運転手さんなんかについてはですね、今までこういったところに全然顔の見えなかった方、あたりが手を挙げていただいて、運転ならできるぞというふうなことでですね、いや、それで自分が貢献できるならやりましょうよというふうなことで、手を挙げていただいたというようなことは、これは本当に尊い、町としては本当に大きなものを拾ったっていう、拾ったといたら言葉は悪いですけど、いただいたというふうに思います。今までなかった、年は関係ないですよ、年関係なしに今まで表に出ていらっしやらなかった人が新たな人材として、顔出していただいたというふうなこと、このことは本当に素晴らしいことだというふうに思っております。

そして、最後ですが、まさに、利用者の希望はある、じゃあどなたが運転するかというふうな、そういうふうなこと、1人に偏るとまたいろいろあるというふうに思いますが、そこでやはりオペレーターの方の、やはりその裁量というんですかね、大変だというふうに思いますが、特にオペレーターの方につきましては、そこの辺のことも考えながらやっぴらっしゃるというふうに思っておりますので、今後ともしっかりと今のことを続けていただいて、これが

末永く続くように、そして、まだまだ利用者の方については周知が足りない部分もありますので、しっかり町としても周知をさせていただきながら、利用の拡大に努めていけたらというふうに思っておるところであります。以上です。

○議長 4番、再々質問ありますか。

(4番、西村容子議員「いいえ」という声あり。)

○議長 これをもって、4番、西村容子君の一般質問を終わります。

ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始／11時08分 会議再開／11時16分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に2番、上村萌那君、ご登壇ください。

○2番 上村萌那 上村萌那でございます。通告に従いまして質問をはじめます。

阿武町での自治体DX推進についてお尋ねいたします。

今年度、時代に応じた行財政運営として、行政デジタル化推進事業に関わる予算が計上されています。まず今年度は、阿武町版DX推進計画およびセキュリティポリシーの改定を行うことになっています。DX、デジタルトランスフォーメーションは、単にデジタル技術を使い、業務やコストを削減することではなく、デジタル技術の利用により、町民生活に変化が生まれることを意味しています。

DX推進事業は、長期的に進めていく施策であるかと考えますが、DXによって生まれる新しい阿武町の魅力、阿武町がどのような町になっていくのか、町長のビジョンを伺います。

また、デジタル技術の活用により、将来的には職員でなければできない仕事、より価値のある業務の遂行を可能にするためには、まず業務の効率化が必要です。全国的に労働世代の人口減少が見込まれる一方で、住民一人一人のニーズは多様化しており、住民サービス維持のため、多くの自治体でDX化が進んでいます。マイナンバーカードの活用や手続きのオンライン化、AI人工知能の利用など、さまざまな事例もありますが、阿武町ではこれから具体的にどのようなシステムの導入を検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 只今の2番、上村萌那君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 自治体DXの問題であります。まず議員もご指摘のとおり、DXというのは、一般的にはデジタル技術を社会に浸透させることによって、人々の生活をよりよいものに変革するというふうにいわれております。英語の大文字で書き表しますDXは、デジタルトランスフォーメーションの略で、これを直訳

すると、デジタルによる改革という意味で、単なる改革ではなく、デジタル技術によって既存の価値観や枠組みを根底から覆すような、革新的なイノベーションをもたらすものだという認識であります。

なおデジタル化と同様に、DXと混同されることが多いのがIT化であります。このITというの、インフォメーションテクノロジーの略であります。コンピューターとネットワーク技術の総称で、DXが社会や組織、ビジネスの仕組みそのものを変革することに対しまして、IT化は、既存の業務プロセスのまま、業務の効率化と生産性の向上を図るといふ、非常に限定的な言葉として用いられておりまして、旧来のアナログな作業をデジタル化して利用するといふふうな意味合いで、IT化という言葉が使われております。

また、デジタル化でいえば、これまでアナログで行っていた一部の業務を、デジタル化して効率化を図る例として、書類を電子化してペーパーレスにする、対面で行っていた会議Web上で行うなどが挙げられるほかに、部署、全体のテレワークの推進や、ITを用いて収集したデータの活用などが挙げられますが、これをDXとして捉えられるためには、業務における一部分をデジタル化し、その上でさらに業務全体、また他の関係機関等々を含むプロジェクトを全体をデジタル化することで、業務に変革をもたらすものがDXで、IT化およびデジタル化は、あくまでもDXを実現するための一つの手段であると考えています。従って、ペーパーレスや電子化を推進しても、対象の業務などのIT化やデジタル化を進めただけに過ぎません。住民がネット上から出てくる手続きが増えたことで、書類のやりとりがなくなり、住民の満足度が向上した。

また、効率的にデータの収集が行えるようになったため、住民サービスの向上につながった、などということが実現できて、はじめてDXを実現したことといえるわけで、DXと一言でいっても、その実装がなかなかつかみにくいのが現実であります。

こうした中で、国の動向および対応について紹介いたしますと、現在国では、地方公共団体情報システムの標準化、共通化を推進する対象事務として、児童手当、子ども子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、この20の業務を挙げております。そしてこれを令和5年度末までに、電子政府、電子自治体を実現するガバメントクラウド上での標準準拠システムへの移行ができるよう、計画的に推進することとされております。

また、標準化の着実な実施に向けては、外部人材による市町向けの専門的な相談窓口の開設の他に、財政支援や、ガバメントクラウドの利用料の適切な設定などが検討をされているところであります。

なお、阿武町のこれまでのデジタル化に対応する取り組みといたしましては、ご案内のとおり、4年前の平成31年3月から、周南市、下松市、光市、そして柳井市との4市と阿武町、4市1町による共同クラウドに参加し、住民情報をはじめ、年金、税、国保、介護、後期高齢者、障害、児童、健康管理など、各種法改正案件や標準化等に関しまして対応しておりまして、経費も、町単独で行うよりも約40%程度削減ができております。

また、戸籍システムに関連するマイナンバーカードや、旅券電子申請システムにつきましては、国や県と直につながるL GWAN回線により、事務の効率化を図っているところでもあります。

このほか本町では、令和3年度の県のシビックテックチャレンジの公募に手を挙げまして、ご承知のように、行政用に開発されたアプリにより、窓口にこられた聴覚障害者や耳の遠い高齢者などの方に対しまして、担当者が話した言葉がそのまま透明のディスプレイに映し出されるシステムを導入し、耳の不自由な方には大変喜ばれております。

また、このシステムに関連し、保健師が高齢者のお宅に訪問する際には、文字起こしの機能の入ったタブレットを持って伺いまして、タブレットに保健師が話した言葉がそのまま文字として表示され、耳が遠い方にも伝えたいことができると伝わり、スムーズなやりとりに役立っているわけでありまして。

また、昨年度からは新型コロナのワクチン接種のスマホのラインでの予約の他に、今年度からは、集団検診の予約もラインででき、予約は受付期間内であれば時間外であっても、休日であっても可能にしております。

この他にも、母子健康手帳の補助的な機能として、ボシモというアプリを使いまして、赤ちゃんの予防接種や身長体重の管理をはじめ、各種案内の情報提供、そして妊娠届時のアンケートの電子化の他に、この6月からは、訪問面談時の事前アンケート、そして妊娠届出時の予約機能も追加することといたしております。

こうした中、最近では、国や県などの協議会や会議をリモートで行うことが多くなりましたが、介護認定審査会においても、リモート審査会が実施されているほか、昨年度に引き続き、今年も今年度も経済の地域内循環を目指す地域限定のキャッシュレス決済の実証実験や、第4弾の電気ガス食料品等価格高騰対策の第4弾の商品券、これも希望者にはデジタル商品券の導入も試みをいたします。

こうした中で、昨年度は誤振込等の対応もあり、本町のDXへの対応は出遅れた感もありますが、町としては、まずは全職員がDXに関する対する共通認識を持つ必要があるというふうに思います。実はこうしたことから、今年2月6日と7日、そして17日のあわせて3日間、国の地域情報化アドバイザー派遣事業というのを活用して、DXに関して詳しい専門家を招聘いたしまして、

各所属へのヒアリング、全職員を対象とした研修会を行い、職員のDXに対する共通認識と、役場業務の現状の洗い出しを行ったところであります。

またこの専門家からは、阿武町はセキュリティポリシーが脆弱であるとの指摘も受けたところであり、新年度予算においては、行政情報セキュリティポリシーの改定に係る経費を計上させていただいたところであります。

さらに今後、DXを推進していくためには、改めて阿武町の総合計画に沿ったDXを推進する目的や、施策の明確化が必要になります。従って、今回、所属長等によるプロジェクトチームを立ち上げ、プロポーザル方式による、また公募による外部の専門家の伴奏を得ながら、計画策定に取り組むことといたしまして、これにつきましても、予算計上させていただいております。

こうした中で、上村議員からのDXによって生まれる新しい阿武町の魅力、どのような町になっていくのか、町長のビジョンはというふうなことでございます。このことにつきましては、私のDXのイメージを令和3年9月号の私の町長コラムに、光ファイバーの紅葉と題しまして、物語風に書かせていただきました。

内容を若干申し上げますと、一人暮らしの春子おばあちゃんの家と、役場の保健師がカメラ付きのテレビと光ファイバーでつながることによって、鮮明な画像で春子さんの表情やケアの様子、身なりの様子、また会話を通じて心と体の健康と同時に、安否確認ができます。

さらに、訪問に移る移動時間が節約できまして、結果として、何倍もの人がお年寄りの健康管理や安否確認ができるようになる。そして春子さんは週1回の保健師との会話を楽しみに、身なりを整えてテレビの前で待っているというふうな物語でありまして、こうした取り組みが、結果的にはお年寄りやその家族の大きな安心につながっていくという思いから、情報通信技術を活用した、高齢化社会における福祉サービスが、劇的に変革されていく一つの例として、またビジョンとしての方向性を示させていただいたところであります。

次に2点目でありますが、阿武町で導入するシステムについてであります、議員からもDX推進事業は、長期的に進めていく施策であるのご指摘でありまして、将来を見据えて、長期的視点に立ってDXを考えていかなければなりません。したがって、すぐすぐに何かのシステムやツールの導入を図るということよりも、まずはDXを推進するための事前の準備が必要だというふうに思います。そうしたことから、まずは、既存の業務内容を掘り下げて、抜本的に見直して、課題や問題点を可視化するための調査や分析を行い、その中で業務のスクラップアンドビルド、そして業務の簡素化や簡略化、そして庁内の連携や広域連携、さらに自動化などの課題を発見し、無駄な作業の見直しなどを明確にすることが先決だと考えています。そしてその上で、阿武町に適したDXの推進、システムを検討してまいりたいと思っております。以上

で答弁を終わります。

○議長 2番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 今ですね、町長の方から、大きなDX化をやっていくためには、それぞれ一つずつのアナログ業務のデジタル化、それを集合させてDX化になり、町民満足度サービスの向上、これが自治体の阿武町の自治体DXにつながっていくというお話をいただきました。

それですね、今、いろいろなアプリを活用したりとかですね、されてますけれども、まず町長もいわれていたように、まず事前準備、業務内容の掘り下げという部分で、行政のデジタル化に向けて、まず業務のマニュアル化が必要だと考えております。昨年度より、各課のマニュアル作成も課題となっておりますが、現在マニュアル作成については、どのような進捗状況でしょうか、お伺いいたします。

それと、デジタル化推進に特化した部署の設置などは、特に検討していらっしゃるが、全職員のDX化への共通認識とともにですね、国による外部窓口やアドバイザーを活用しながら、職員のデジタル化への意識を高めていくということですが、特にですね阿武町は今、一般行政事務の確保もなかなか難しい中で、新たなデジタル人材の確保という点では、お考えがないという認識でよろしいでしょうか。既存の職員の育成をしていく、勉強していく、そして外部窓口、外部のアドバイザーを利用していくという考えということではよろしいでしょうか。

それとですね、町長コラムなんですけど、令和3年9月の光ファイバーのお話を私も読みました。最終的にはそういったふうにですね、個人のご家庭と、自治体がつながって、例えば医療が受けられたりとかですね、ご家庭でお年寄りの様子が分かったりというようなお話だったと思うんですけども、これすぐではないと思うんですけども、将来的にはそういった自治体DXの広がりにより、いわゆる田園都市構想として、地方で暮らしていても、福祉サービスであったり教育、これの地域格差が少なく生活できるというのが将来的な理想だと思っております。そのためには、費用面でも全ての世帯がインターネット通信を利用でき、自治体DXにアクセスできる環境を作っていくことが必要と考えております。今、通信インフラは光ファイバーが阿武町全域に設置されておりますが、実際これをですね、ご家庭に光ファイバーを引いて、実際の普及につなげていくには、高齢者世帯、子育て世帯の通信費の負担軽減も課題ではないかと考えております。これはすぐではなくて、すごく将来的なことになるのかもしれませんが、このあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 たくさんありましたので、全部網羅できるかわかりませんが、まずマニュアルにつきましてはまだ作っておりません。

そしてですね、今とりあえずこれを進める入り口の部署としては、私としては今総務課の行政係としております。なぜかと申しますと、先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、まずですね、現行業務の見直しをしっかりとしなければならないというふうなことが大前提であります。約20年前、17～18年前の市町村合併をやる前後で、阿武町ではそもそも運動というのを大々的にやったことは以前お話を差し上げたというふうに思います。その中で業務の見直し、いろいろなこともやりました、とことん、ただ、それからもう20年近くがたっておりまして、業務の内容もいろいろなものが加わってくる、そして不要となったものも出ております。そこらを今ここにDXを推進するに当たって、まずはそこを整理整頓して、もうやめるべきものはやめる、入れるべきものは入れるというふうなことで整理整頓が必要、もしかしたら惰性でやっているものもあるかもしれない、というふうなことを整理整頓していかなきゃならないというふうなことでありまして、まさにそのことについて、令和5年度の予算でお願いするというふうなことでありまして、まず業務を見直す、そしてそのことから見えてくるもの、DXもたださっきのITやないですけど、ITで物事を効率化するだけ、それはDXとはいいません、それはIT化とかいうふうな話でありまして、スピードが速まるとかそういう話であります、そのことの次にそのことを利用しながら住民にとってどういう福祉サービスができるのかな、それがまさにDXでありますから、そこをやっていかなきゃならないということがあります、いっぺんに例えば今例としてですね、シビックテックチャレンジのその文字起こしのこととかいいましたけれども、それも利便性にはもちろんつながりますが、そういう単体のソフトとかシステムをこれとこれとこれを阿武町でやろうというふうなことじゃなしに、まず業務を見直した中で、何が必要なのか、住民サービスにつながるそういうIT化も含めて何が必要なのかを、優先順位をつけて、プライオリティをつけて引き出していく。そして、今年度はこれからやろう、来年度はこれをやろう、次の年はこれを導入していこう、そのことが住民のサービスに福祉サービスにつながっていくというふうなことをやりますから、今年度においてはそれのまず総ざらい、見直しをやらさせていただきます。これについては、今の現行役場の部署としては総務課の行政係ということになりますが、実際には外部人材を入れて、外部そういったコンサル的なものも含めた中で見直しをやっていくことも必要であろうというふうに思います。先ほどの米津議員の質問ではありませんが、みなさん本当に一杯一杯仕事をしていらっしゃると思いますので、これをまた切り出して、もう一回見直しをしようといってもですね、なかなか難しい面もありますので、ぜひ外部人材を入れて、そしてヒアリング等もしていただきながら、その組織からで

すね、ヒアリング等をいただいて、いわゆる住民目線から見てこの事業が本当に必要なんですか、とかいうふうなことをチェックしていただいて、本当に必要な業務を精選して残していく、そしてそれを今度はDXという形にどう展開できるかなというふうなことをしていきたいと、いうふうに思っております。

デジタル田園都市国家構想というのがありますけれども、略してデジ田というふうにいっておりますけれども、これにつきましてもですね、進めていくというふうなことでありますし、またこういったことについては、そういったものからの交付金等が出るようになっておりますから、デジタル田園都市国家構想交付金を有効に活用していきながら、ちょっと来年できますよじゃなしに、まずは、新年度においては見直し、そしてその次にどういう形が描けるかなと、2年ぐらいかけて計画を立てていく必要があるかなというふうに思っています。

そして最後に、住民負担の件であります。さっきの例でいいましたら、それは今阿武町では光ファイバー大きなお金をかけて、どこの家庭にも家の中までではありませんが、いつでもつなげるような状況は作っております。ですからその気になればつなげるわけですが、お金が要るということであります。これをどこまで町が持つてやるかっていうのは、これまたはじめの米津議員ではありませんが、あったらいいな、なかったら困る、これの問題だというふうに思っておりますから、その辺は今後いろいろと検討した中で、どこの辺までやれるのかは今すぐここまでできます、ここまでやりましょうよということまでは申し上げませんが、なるべくみなさま方が喜ぶような形にはしていきたいなというふうには思っております。以上です。

○議長 2番、再々質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「ありません」という声あり。)

○議長 再々質問もないようですので、続いて2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○2番 上村萌那 続いて現在の阿武町の自治体サイト、ホームページについて伺います。自治体サイトからの情報収集は、町外から移住を考えている方はもとより、若年層の町民にも多く利用されています。

今、阿武町のことを調べるときに役場に直接来庁するという方より、まず自治体サイトで調べてみるという方が多いのではないのでしょうか。

しかしながら現在、サイト内を検索しても探している事業の説明にたどり着けないことや、情報が古いまま更新されていないことがあります。せっかく新しくはじめた施策であっても、求めている方に情報が届いていない状況です。

デジタル化の推進には、まず自治体サイトを充実させていく必要があるのではないかと考えます。

サイトの運営、更新についてはどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長 只今の2番、上村萌那君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求

めます。町長。

○町長 それでは、阿武町のホームページについてお答えいたします。

サイトの運営、更新についてのお尋ねであります。現在の阿武町のホームページは、平成29年5月にリニューアルをいたしておりますが、リニューアルにあたりましては、まちひとしごと地方創生交付金を活用した関係で、特に人口定住対策等に力点を置いた作りとなっております。

またこの頃には珍しかった、スマートフォンの閲覧にも対応した作りになっておりまして、写真にもインパクトを持たせ、また、当時としては大変斬新で目を引くものであったというふうには思っております。

さらに、ホームページの作成に当たっては、ちょうど私が企画部門を包括した形での総務課長でありましたが、担当者には、とにかく浅くシンプルに作ることで、そして更新時の運用が簡単で、過去の経験からして、各課分散型ではなく、統一感をもって企画部門を担う当時の総務課企画広報係で集中して行うよう指示したことを覚えております。

最近では、調べたいことは何でもまずはパソコンやスマホで検索ができる時代でありまして、事実私もそうしているわけではありますが、一方で、議員もご指摘のとおり、開いてみると情報が更新されず古いままであったり、求められる情報まで深すぎて、リンクが切れたり、そういったケースが多々あるわけでありまして、これも偽らざる状況であります。事実であります。

なお、現在担当のまちづくり推進課の企画広報係では、各課からの依頼があれば、その都度修正に努めるようでありまして、双方、人事異動等で必要な連絡が十分でない状況であったり、重要性の認識のずれがあったりした中で、最新の行政情報が必ずしもタイムリーにアップされていなかったりして、利用者みなさんにご迷惑をおかけしている面があるのは大変申し訳なく思っております。このことは、再度点検等棚卸を行い、最新の情報への更新を行うとともに、平成29年度のリニューアルから6年を経過して、昨今の情報化時代に対応し切れていないところもありますので、今後の情報発信のあり方については、業務のDX化とあわせて、しっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 2番、只今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

(2番、上村萌那議員「はい」という声あり。)

○議長 2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 今、ホームページの方もですね、イベントであったりとかですね、最新の防災無線の放送内容とかですね、いろいろ役に立つ情報もですね、載せていただいております。新着情報については頻繁に更新されて、発信されているといった印象を受けております。

ただ、検索機能がちょっと使いづらいのかなという印象で、検索してもたど

り着けないことがよくあります。例えばデマンド交通など新しい施策ですと、デマンドというキーワードで検索して見るができるんですが、従来からあるもので、例えば救急当番医とかですね、日中一時保育というキーワードではちょっと検索では出てこないんですね。実際にはよく見ると、そのお役立ち情報と書いてあるところにリンクづけで救急当番医の一覧などですね、見やすく貼ってあるんですけども、ちょっと普段から阿武町のホームページを見てるとかいう人でないと、そのホームページ上のどこにそのリンクがあるのか、ちょっと見つけづらいのかなという気がしております。

また、日中一時保育の件もですね、ホームにある出産子育てというところから、子育てガイドブックというリンクに飛んで、その内容を何ページかあるんですけど、その内容を読んでその中から探すというような感じになっております。

ちょっと時間がないときに、救急であったりとかですね、短い時間でさっと検索したいっていうときにもより使いやすくなることを望んでおりますけれども、これは検索システムのことなのかなと思うんですが、こういったシステムの見直しについては、今ちょっと平成29年にホームページ更新されて、今6年経っているということなんですが、例えば何年おきに見直すとかいう規定などは特になく、ちょっと古くなったから更新しようという感じなのか、例えば何年ごとに見直すという方針で決められているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 町長。

○町長 まず情報がなかなか行きたいとこまで行けないというふうな、おっしゃるとおりだというふうに思っております。

深いところにありすぎる、あるいはリンクが貼ってあるんで、リンクのどこまで、リンクでなくても、はじめから表に出ていけばいいんじゃないかというような、そういう話だというふうに思っておりますので、このことについては、しっかり今からやっていきたいというふうに思います。そして、それを何年ごとに更新するとか、そこまで決めておるわけではありませんが、たてつけとして今の感じのものについてはこのままで私はいいかなというふうな感じを持っておりますが、たてつけとしてですよ、ただ先ほどから申しますように、このことにつきましても、今年度中にいろんな業務の見直し等もやってまいります、当然このホームページの話も出てきますので、ここらについてどうあるべきかというのをしっかり、あるべきかというのは、今いわれるような問題点があることは明らかなのでありますから、それを解消するためには、どういうたてつけのトップの画面ならトップの画面がどういうたてつけの画面になるのか、そしてそのどういうふうに入っているのか、なるべく広く浅くという基本の中で、もちろんやっていくべきだろうというふうに思いますが、そこらは今ここでこうしますっていうことじゃなしに、この1年間かけて、それにつきましても検討させていただきたい、その中で、年限を設けて更新するのか、

それとも都度更新していくのかあたりも決めていくということになるというふうに思います。

○議長 2番、再々質問ありますか。

(2番、上村萌那議員「ありません」という声あり。)

○議長 これをもって、2番、上村萌那君の一般質問を終わります。

少し早いようですが、ここで昼食のため会議を閉じます。午後は1時から再開いたします。

休憩開始／11時52分 会議再開／12時58分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、会議を続行いたします。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。それでは、5番、松田 穰君、ご登壇ください。

○5番 松田 穰 こんにちは、では通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回一件、まず路地の整備と危険な老朽危険空き家解体について質問をいたします。

先月14日、奈古の漁申祭がお行われました。近年はコロナ禍の影響で、神事のみで開催が続いておりましたが、今年は4年ぶりに大漁旗を掲げた複数の漁船によるお神輿海上御神幸や神輿担ぎも行われ、コロナ禍以前の日常が戻りつつある事を感じました。

私の住んでいる自治会は、今年は5年ぶりの引き受け町内という事もあり、お神輿も担ぎましたが、5年前に比べて新たな顔ぶれも見られ、変化も感じました。と同時に、以前よりも神輿担ぎもきつく感じまして、自身の体力の衰えにも気づかされました。

さて、少子高齢化、過疎化が進む中、町政においては、以前より移住定住対策に力を入れ、人口の社会増を増やす事で人口の減少にブレーキをかけつつ、昨年のABUキャンプフィールドのオープンにより、阿武町への関係人口増に伴う町内での消費活動の促進や、将来的に移住につながるような取り組みをされており、今後も期待しつつ、その動向を見守っていきたくと考えております。

また、最近では空き家バンクに登録する空き家の募集や、お試しサテライトオフィスの利用開始など、将来の移住につなげる為の準備や成果も目に見えてきているように感じます。

また、今年度の新規施策である、老朽危険空き家除去促進事業もその一環であると思います。

ただその反面、地区ごと自治会ごとに、その構成世帯や年齢層の偏りも顕著になってきている様子にも感じます。

以前は奈古浦地区の7町内で引き受け町内を回しており、7年に一度の引き

受け町内でしたが、世帯数の減少なども鑑みて、5年前より引き受け町内を、西の二と三、浜の一と二、浜の三と四今は美浜地区を一町内として扱い、5年に一度、引き受け町内が回ってきます。

町全体でみると、UターンIターンの定住支援により、一定数の成果があるように思いますが、町営住宅や分譲地を造成した、岡田橋や美里、水ヶ迫、美咲、柳橋といった地区に人が集まり、従来からある浦地区では、世帯の減少、高齢化が顕著になっている様に感じます。そして、そうした地区では空き家が増え、空き家バンクとして活用されていけばよいですが、細い路地の多い昔ながらの味のある街並みは、家まで車が入れないという理由で敬遠されたという話も聞いたこともあります。

また、約4年半前になりますが、美浜地区での火災など、災害時に車両が入れないなどの弊害もあるように感じます。

そんな中、今年度、老朽危険空き家除去促進事業という新規事業が予算計上され、まずは所有者のはっきりとした、連絡のつく空き家について、その所有者が空き家を解体する際にその一部を補助するもので、老朽化した空き家対策として一歩を踏みだしたと思います。

3月議会の特別委員会の中でも、今後、町内の公共施設、設備の老朽化の調査やランク付け、また、空き家に対しても各自治会協力のもと調査をしていくという話も出ていたこともあり、今後の進捗を期待しているところであります。

そこで気になるのが、車両の通り抜けのできる道をどうにか整備できないものかという想いです。

まず一つ目、今年度の老朽危険空き家解体の補助として、予算的には2軒程度想定されていると考えておりますが、来年度、再来年度と進めていく上で、例えば、対象家屋まで車両が入れなければ、その分解体費用も余分にかかってしまうように思います。また、家屋の解体以外にも、例えば住宅のリフォームを行う際に、車両が入れる住宅と入れない住宅で、その工事費用に差が出る様に感じております。浦地区の街並みは、路地のそばまで軒がせまり、情緒もあります。私自身、幼少期に広島県尾道の祖母の家に遊びに行っていた頃の、何か昭和っぽい感じの路地には懐かしさも感じますが、同時に車両が入れない不便さもある浦地区において、車両の通り抜けもできる道路の整備は困難な様には感じてはおりますが、町長はどの様にお考えでしょうか、お聞かせください。

また、老朽危険空き家解体について、まずは第一歩踏み出したように思いますが、もっと踏み込んだ段階、所有者や管理者と連絡もつかない、また相続者も不明な老朽危険空き家など、他自治体では強制代執行を行うような空き家について、そうした空き家にも、当然のごとく毎年度固定資産税がかけられていると思います。住宅用地に関して税の優遇措置もとられていますが、本年3月に空き家対策特別措置法の改正法案も閣議決定され、施行後は、管理不全空き

家に対して、行政の指導・勧告を行い、それでも改善されない場合には、税の優遇措置を解除できるようになります。

そこで一つ気になるのが、所有者や管理者と連絡がつかない、または相続者自体が不明な空き家について、町内に対象となる空き家が何件くらいあるのか、また、そうした空き家にこれまで課税された固定資産税は、ちゃんと納められているのか、回収できていない様な固定資産税はどのくらいあるのか、そして、今後回収の見込みはあるのか、金額が大きい様であれば強制代執行などの措置に踏み切っていく施策も早い段階で進める事が必要になってくるようにも思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。以上2点について町長の答弁をお願いいたします。

○議長 只今の5番、松田 穰君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 松田議員から、奈古地区の通り抜け道路の整備と、老朽危険空き家に係る固定資産税の徴収、あるいは強制代執行等に関するご質問をいただきました。

はじめに、漁村集落であります奈古浦地区、あるいは宇田の浦地区もそうありますが、議員のご指摘のとおり、道が狭く、消防車両はもとより、普通車、さらには軽四さえ通れない路地も多いという交通の悪条件から、使える空き家が空き家バンクに登録されても、大変活用しにくいというふうな状況であります。そして、先ほどもありましたが、情緒的にはとても風情があつていいわけですが、結果として浦地区の人口減少は著しく、さらに高齢化が進んで、漁申祭等の開催にも苦慮し、他地区のとの格差が顕著になっているということは、議員のご指摘のとおりであります。

そこで、ご質問の趣旨は、このことの解決のためにも、浦地区に自動車などが通れる通り抜け道路の整備ができないかというふうなことであります。このことは阿武町に限らず、まさに日本の多くの漁村地域で抱える、共通の懸案事項というふうにも認識をしております。

忘れもしませんが、5年前の11月24日、美浜の大火災では2人の尊い人命が失われ、民家6棟が全焼いたしました。あの火災で延焼の最大の原因は、家々が隙間なく立ち並んでおって、火が燃え移りやすく、さらに狭い路地で、消防活動の消火活動に著しく困難があつたというふうなことにあるというふうに思います。

こうしたことから、浦地区の火災発生時における延焼等を食い止めるために、さらに消火活動を円滑に進めるためには、密集家屋の中に一定程度の幅がある、いわゆる通り抜け道路の整備が大きな解決策になるとのご指摘は、まさにそのとおりでありますし、ずっと以前から、私もできればそのような道路がほしいというふうに思って、地図にプロットしながら、職員と一緒にいろいろと検討

したこともあります。

ただ、現実問題として、そのような道路が何本必要なのか、1本や2本の道路を通したところで危険が減少するのは僅かでありまして、より大きな効果を出すためには、莫大な経費と多くの家に立ち退きをお願いすることになるかというふうに思います。

若干、横道にそれますけれども、実は平成10年頃に沢松の漁港を含めた奈古浦地区の漁港整備の一環として、集落内の路地を拡幅するといった構想もありました。ただ、この構想は、多くの家屋移転、そしてそれにかかる莫大な経費等に鑑みたとき、とても現実的とはいえず、構想の域を出ず、具体的な計画には至らなかったといった経緯もあります。そしてこのことは、25年経過した現在においても同じであります。ただ、当時と比較して、空き家の件数は確実に増えています。従って、仮にそのような道路を整備するとしたら、候補地の路地沿いが空き家や空き地が連坦し、例えばその中の、実際に人の住んでいる家が、残りのあと1軒とか2軒とかの入居者しかないというふうなことで、その入居者が移転を受け入れてくだされば何とかなるといような状況であれば、そして一定のそういった目途が立てば、用地あるいは経費も含めて、そういった目途がたてばできるわけではありますが、現時点ではなかなか難しいといわざるを得ないというふうに思っております。

ただ必要性としては十分に認識しておりますし、私も何とか実現の可能性はないかと思っておりますので、今回自治会長集会でお願いをいたしました最新の空き家調査の結果が、この6月中旬には出てきますので、その結果を踏まえながら、今後も浦地区の土地や家屋の動向等をしっかりと把握して、可能性も追求していきたい、模索していきたいというふうに考えております。

次に、老朽危険空き家に係る固定資産税の賦課徴収や、強制代執行等についてであります。

まず町内の空き家については、前回の調査、平成30年の空き家調査の結果では343軒あるということになっております。こうした中で、家屋は新築や既存の家屋で課税標準額が20万円以上の家屋は、町内に1,641軒ありまして、当然課税対象ですので、これについては全ての所有者、あるいは納税管理者、相続人のいずれかを把握しており、課税対象にも関わらず所有者等が不明なものはありません。

ただ一方で、固定資産税では、家屋の課税標準額は経年減点いたしまして、徐々に低減していく制度になっておりまして、課税標準額が20万円以下の免税点といいますけれども、この免税点未満まで達成すると税がかからないような仕組みになっておりまして、こうした家屋が、町内には255軒ありますが、この家屋だけということで、土地など他に課税がかかるものがなければ、家屋の異動については大変把握が難しい状況であります。

また、例えば、全ての法定相続人が相続放棄の手続きをした場合、あるいは倒産した法人が解散や清算を済ました後も所有者名義が変更されていない場合には、相続人または所有する者がいませんので、課税しても通知する相手がないということになりまして、実際にはこのような家屋が6軒ほどあります。

次に、こうした懸案の固定資産税の納付についてであります。法的な手続きの後に相続または所有するものが、こういったものについてはおりませんので、課税はしますが納税通知書を送る相手がいないために、現実としては納税がないということになります。

次に、回収されない固定資産税はどのくらいあるか、今後回収の見込みはあるかというふうなことであります。令和5年度課税額で申しますと、家屋につきましては6軒ありまして、額では11万7,400円ですが、先ほど申し上げましたように、納税がされないことは明らかです。当然回収の見込みはありません。そうしたことで、滞納処分も難しいと言わざるを得ないと思っております。

総括して申し上げますと、松田議員の空き家に関するご質問は、税を含めていろんな視点で町内の老朽空き家、危険空き家の撤去ができないかというふうなことも趣旨の一つだと思っております。こうした空き家の撤去には、確かに最終的には強制代執行がありますが、危険空き家に指定した上で強制代執行、つまり一旦町が町の費用で解体撤去するわけでありまして、こうした家は現実問題として、町費で立て替えて撤去をし、そしてこれを求償してもほぼ回収不可能と思われるので、制度としては強制代執行はありますが、なかなかこれに踏み切れないのが現実であります。

こうした中で、本町では新たにご紹介ありましたように、老朽危険空き家除去促進事業補助金というのを創設し、新年度においても2軒分で200万円を計上させていただいております。実は、これまで何度となく交渉を重ねてきました奈古地区と宇田郷江地区の2棟のご承知の空き家につきましては、相続人などとの再度の交渉の結果、この補助金を活用することによって、解体撤去する方向で、既に話が前向き進んでいるところであります。

こうした中、町内の危険空き家は、人口減少が進めば当然増えていくわけであり、既存の空き家の危険性も年々増大するわけでありまして、今後は、町民の生命財産、あるいは安全安心に重大な危険を及ぼす可能性が高い、あるいは現に及ぼしているような物件につきましては、望むところではありませんが、強制代執行等も考えなければならない状況になることも、想定しなければならないというふうに考えているところであります。以上で答弁を終わります。

○議長 5番、只今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 では再質問です。いろいろ丁寧なご説明ありがとうございます。危険空き家に関してもやっぱり予算の問題、いろいろある中で、今できる町ができる部分で、徐々に徐々にどんどん進んでいってくれてるっていう部分は非常に感じておりますので、そのあたり選定と見極めをしっかりとやりながら、今後、少しでも一歩でも多く進んで行ければ行っていただきたいと思っております。

あと狭い道路に関して、これ町長の話聞く限り、やっぱり自分たちと同じような考え方、思いは持っておられると思えます。ただ高齢化が進んだ中で、日本海側だとそんなに津波被害とあってあんまり考えない、想定、確率的には低いと思うんですけど、やっぱりだんだん高齢化が進む中で、何か災害のときの避難っていうのを考えると、やっぱり狭い路地で、何か倒れたり道をふさぐような事態というのは、やっぱり広い道路に比べてやっぱり起こりやすい、そういった防災の観点からも、できる部分からでも進めていけたらいいんじゃないかと思ひまして、ちょっと今回こういう質問させていただきました。

6月の中旬ぐらいには、空き家調査の集計をされて、そのあたりも本当に検討していただけるんじゃないかと期待はしております。ただ後、いろいろ今4月からデマンド交通がはじまったりっていう部分で、結構ドアツードアという言葉聞くんですけど、浦地区に関しては、やっぱりドアまで行けない家の方々もやっぱり多くいらっしゃると思ひます。そういったデマンド交通、せっかくいいものができて、それが家の立地条件で利用者の間で、うまくドアツードアで使える方と、それが利用できない方がいらっしゃる、そういった部分で若干仕方がないんですけど、やっぱり不公平感を感じる部分もあるかもしれないというのもちょっと思ひたりもします。

後空き地が、虫食い状態でどうしても空き家とか空き地とかができていくもんだと思ひますんで、例えば、ある程度の間隔で土地ごと、場所場所で何箇所かその空き地を活用して、そこまでは緊急車両が入っていけるとか、実際、自分は消防団2分団にいますけど、何年か前に今までの1.5tぐらいのトラック、ポンプ付積載車が軽積載に代わって、車幅は狭くなったんですけど、車幅が狭くなっても、結局は中までは入っていけないとか、せっかく町がデマンド交通にしても軽積載車にしても、お金を出して使ったもんだから、それを100%やっぱり有効に使えるようにはそういったことも結構考えていった方がいいんじゃないかなと思ひます。

また、国交省のホームページを見て、狹隘道路整備促進事業というのは補助金が出るような、自治体と国で半分ずつ、それにあと民間絡めば1/3ずつになる。何かそんな制度もあるようですけど、そういったものを活用とかできないかと思うんですけど、そのあたり町長はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長 町長。

○町長 まず2点であり、一つは空き家そのものの問題でありますけれども、本当に老朽空き家が増えて、だんだん増えてきておりました、この中で先ほど紹介しましたように、今までいろいろ懸案されておりました奈古で、特に何ていうんですか、著しいやつが国道沿いにありますけども、あれと、宇田にあります、これももう危ないんで家に網がかかっておりますけれども、瓦が落ちたりして危ないんですね、その二つについては、何とかかなりそんな感じまで行きました。やっぱりこれは新しく作った補助、2/3の補助の上限100万円という、そういったものを作ったということで一定のインセンティブが働いて、そういうふうに向きに、今までも何回も交渉しておるんですけども、なかなか縦に首振っていただけなかったものが、なんとなく今前に行きはじめたというふうなことで、早晚解決するんじゃないかなというふうに考えております。ですから、これについては、また、もしかしたら、どうでもということがあれば、またまた補正か何かをお願いすることももしかしたらあるかもしれませんし、来年度も当然予算を組んでいくということであり、これをテコに何とかしていきたい。

でも私の基本的な考え方は、民民でやる中で、例えば、先ほどの強制代執行的なことについては、なるべくやりたくない、やっても多分回収は、いくら求めても求償しても回収は不可能だろうというふうに思っておりますから、なるべくやりたくないというのが本音であります。

それと、今、もっと大事な問題、浦地区の奈古も宇田も同じですけども、縦というか横に抜く道路というのでしょうか、その道路の話で、路地を広げるという話であります、いろいろ補助事業等もあるのは承知しておりますけども、何軒も立ち退いていただくというのは、流石にこれは現実的な問題ではないというふうに思いますから、今です、担当課の方に指示しておりますのが、とにかく現実の空き地空き家を、空き家も今月の中旬には14日か15日ごろが期限になってたと思いますけど、自治会長さんからいただくですね報告を、それが出てきたらですね全部色分けしなさいとっております。例えば空き地は黄色、空き家は赤、人が居住しているところは例えば緑とか、それをやってですね、特に浦地区優先してやって、それを見てですね、あとここ2軒どうにかしたら抜けるとかですね、それを見極めて、必要であれば1軒2軒ならですね、そういったこともやむを得ない、やることはあり得ますけども、それが3軒も4軒も連なるとですね、理想のここであればいいなというのはあります、ありますが、例えば、これから本当いうたら、奈古中央線をそのままスポンと抜ければ一番いいんですよ、まずは、一番いい、角の矢代のところをスポンと抜ければ一番いい、ただ、そこを当たっていくと、なかなかそういうわけにもいかないなという話になる。国でしたらそれをはい立ち退きですよといった

感じでいけますけども、なかなか我々の町の中でそういったことをやると、なかなかハードルが高いということでもありますから、現状をまずきちっと空き家とかをプロットして、今どうなってるのかをしっかりと見極め、そして、それにここであればあと2軒だねとかですね、ここであればあと1軒しかないから、じゃあもう思い切って立ち退きをお願いしようとかいうふうなことをですね、やろうとして、それがための空き家調査も含めてやっていますから、やらないということじゃ決してないし、私ももうずっと前から問題だと思っていますし、過去にやりかけたこともありますけれども、そのときは、あまりにも理想を追求、ここがいいねということであれば、あまりにも家が有りすぎて、億の金の立退料が要るということでもありますから、それもなかなか難しいというふうなことで、実現をしておりますけれども、問題意識は全く同じに思っておりますから、そういったふうなことも状況を把握しながら、見極めてやるとなればしっかりやっていきたいというふうに思います。

○議長 5番、再々質問ありますか。

(5番、松田 穰議員「はい」という声あり。)

○議長 5番、松田 穰君。

○5番 松田 穰 質問じゃないんですけど、今空き家調査の結果を見てということですので、やっぱり同じように町長もお考えということですので、結果を見てからの話ですから、今後の行く末も見守りながら期待しつつ、質問を終わりたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○議長 これをもって5番、松田 穰君の一般質問を終わります。

○議長 次に7番、市原 旭君、ご登壇ください。

○7番 市原 旭 7番、市原 旭です。通告に従いまして、仕事や暮らしを支援してくれる仕組みについて、その施策について質問をいたします。

まず、1/4ワークスについて伺います。1/4ワークスをネット検索をするとトップに阿武町1/4ワークスプロジェクト、21世紀の暮らしかた研究所にヒットします。そこには季節ごと、つまり1/4年ごとに発生する仕事を1/4ワークスと呼び、町の中の人を求める声と、仕事を求める声を集め、結び付けていきます。基幹産業が第1次産業であるこの町には、季節や収穫量に応じた期間限定の仕事が多く存在します。親戚や知人、友人の力を借りながら、なんとか乗り切ってきたこれらの仕事も、お手伝いをしていた人たちが高齢化してきたことで、人集めがととても大変なのだそうです。第1次産業だけではありません、町の中を見渡せば、誰かの存在を必要としている、町になくてはならない仕事がたくさんあることに気がつきますと書かれています。

まさに、書かれているそのとおりの現実が目の前にあります。この取り組み、本年で5年目になるのではないかと思っておりましたが、先般のまちづくり懇談会で6年目という説明でありました。そういった以前からの取り組みであり

ます。農業、特に稲作は、春の田植え時期の繁忙期と、刈り取り収穫の時期まで期間が数ヶ月あり、年間を通じた仕事とするには難しさがあります。だったら期間を限定した、こういった就労の仕組みを利用すべきだと多くの方が思われるでしょう。そのとおりなのですが、これまでは利用しておりませんでした。といいますのも、このプロジェクト、毎年同じ方がこられるかというわけではなく、その都度指導することを厄介に感じていた点と、それと、やはり社員として年間を通じて勤務をしていただく方を求めるのが本来の姿だろうという強い思いがありました。

そんな思いを断ち切って、今回、本プロジェクトを利用したのには、背に腹をかえられないほどの切羽詰まった人材不足を感じたからに他なりません。

今回は3人の募集をしましたが、2名の援農者がきてくれました。しかも1人は、オーストラリア出身の23歳の青年。最初たどたどしい日本語でのコミュニケーションで始まりましたが、すぐに組合の方々とも友好的な関係性が生まれ、仕事にあたってくれました。若さと本人曰く、外人パワーと大活躍でありました。

もう一方は、広島の方でしたけれども、熱心に取り組んでいただき、本当に感謝の気持ちでいっぱいです。

この1/4ワークスを取り仕切っているのは、農業専門の求人サイト、アグリな時間で、当初代表者から、今年は就農者の動きが鈍いとの状況を伺っていましたが、長くコロナ禍に影響を受けていた観光業が、徐々に元気をとり戻しはじめたことで、人材が流れ影響を受けているようでありました。

違った角度から本プロジェクトを見ますと、全国的に行政がこういった取り組みに全面的なバックアップをしていることは、大変珍しいことなのではないでしょうか。もっとPRすることが大事だと思います。町独自の援農プロジェクトとして検討し、実施をしていること、例えば、住居、シェアハウスは完全個室、光熱費込み、お風呂トイレも完備しており、しかも格安料金で設定していることなど、具体的な施策として行われています。

先般、先ほども述べましたが、行政が間に入っているということは、就労者から見ても、依頼する利用者から見ても安心感があります。

また、今年からコーディネーターといった相談役まで配置されており、話が大変スムーズに進みました。非常に好印象でありました。

気になる点は現在進行中なので、これから町内に拡大していくのかもしれませんが、利用しているのが福賀地区のみである点です。単なる地域性なのかもしれませんが、そんなことも含めて、私からこんな制度があることを、もっと町内の方々にも知って欲しい、議会を通じ発信の意味を込め、質問をさせていただきました。

さて一方で、行政がどこまで本件の支援をされるおつもりがあるのか、町職

員がこの件のどこまでを業務として関与してくれるのか、不安もあります。この件、やりはじめたらキリがないほど深さがあるように感じたからです。担当職員だけでは、対応が行き届かないのではないのでしょうか。悪い方をあえてするならば、アグリな時間やコーディネーターさんに丸投げをすることになりがちです。現在も、行政、アグリな時間、農家で運営協議会的な組織を作っています。組織での運用を強く望みます。

若干視点は変わりますが、町長も是非、是非ともワーカーさん、働き手ですね、ワーカーさん、コーディネーターさんとの会話をして、生の声を聞き取る時間を設けてほしいと思います。生の声、ヒアリングは大切だと思います。彼らは一面では労働者であり、賃金で雇われているアルバイトなのですが、援農といった仕事を選択したこの人たちは、やはりそれだけではなくて、地域との触れ合いや出合いを求めているように感じました。受入れる側も、単に労働力として対応するのではなくて、どこか思いやりのある対応が必要だと感じました。

先般、福賀神楽舞の粋な計らいで、神楽の練習風景を見学するといった時間がありました。海外からの人は異文化体験ですし、参加されていたワーカーさんたちも興味ありげに楽しんでいたのが印象的でした。

また、他の職場に配属されたワーカーさんも、先日行われた地域の運動会で選手として参加をしてくれていました。神楽舞の時に一度だけしか会ったことのないのに、向こうから親しげに話しかけてくれましたし、今でも緑の帽子をかぶった裸足の青年の疾走は脳裏から離れません。

そういった会話や体験の時間から、次につながる改善策も生まれてくるのではないのでしょうか。ワーカーさんにとっても、こちらの真摯な対応に真剣に取り組んでくれていると感じてもらえたのではないかなと思いました。

先にも述べましたが、コロナ禍が明けて、全国的に求人が高まりを見せていて、労賃の単価は間違いなく上昇傾向であります。米価をはじめ、農産物の単価が上昇するならば対応もできますけれども、逆に肥料や農薬、電気水道、燃料費などの経費は軒並み上昇しており、その対応で精いっぱい状況です。

先に申しましたように、この仕組みの課題は来年も同じ方がこられる、いわゆるリピーターの保証はどこにもないということです。せめて阿武町は待遇がいいよ、住居も完備されていて、W i F i 環境も問題ないよ、買い物には困るけれども、お米や野菜を提供してくれることもあるよ、阿武町は遠いけれども町までの移動の交通費は負担してくれたよといった言葉、口コミで友達に紹介できるくらいの仕組み作りは必要だと思います。

経費はかかりますが、さまざまな工夫を凝らすことで、阿武町の認知度が高まり、リピーターとなる可能性も高まるのではないのでしょうか。正直なところ、条件的な面を改善していかないと、現状維持はおろか、応募者がいないといっ

たことにもなりかねないと感じています。そのくらい求人募集をかけても、人材が不足していると伺います。

今回、このプロジェクトを利用し、あまりにも初回から素晴らしいお二人に出会えたので、正直私の期待度はMAX状態であり、今後にかける思いがかなり上がっておりますが、本当にこの仕組みを維持可能なものにしていく意味は重大であり、一次産業にとっても、阿武町にとっても有効的な施策だと思いません。

先ほども述べましたが、景気や賃金が上向くと、一次産業を希望する人は減少しがちです。阿武町を知って、本町の農業を体験してもらい、アグリな時間に継続的に登録者が増えることを望みつつ、いつしか本町定住にまで話が進むことを願ってやみません。今後の町独自の援農プロジェクトの展望を町長に伺います。

さて、仕事や暮らしを支援してくれる仕組みとして、他に地域おこし協力隊があります。隊員は一定期間地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発販売、PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民への生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図るとされており、ご自分の才能、能力、スキルを活かした活動を任務として、地域に根を下ろしていくこととした制度であると私は思っています。

徐々にではありますが、定着者が増えてきているとも感じています。

以前、私の自治会に居住してくれていた方は、残念ながら任期を僅か残して転居してしまいました。その方曰く、業務に真剣に取り組みすぎて、地域との交流が図れなかった。私は基本的に地域に馴染んで、地域に根付くつもりでいたが、少し心が折れてしまった。どこかでボタンを掛け違えてしまった気がするといったニュアンスの会話を転出される時にされていました。

自治会にも入り、行事にも参加してくれていましたが、地域として受け皿として、私にもすべきことが他にもあったのではないかと反省をしております。

高齢者ばかりの地域や自治会によそ者・若者が入る意味は、それだけでも大きな力となりますし、励みや希望になると感じています。

以前にも提案しましたが、そういった移住者と地元の方々等が交流を図る場所を設ける仕組み作りはできないでしょうか。

協力隊員を巻き込んだイベント、定住を促進するような交流会の開催、その開催費用の補助などすれば、さらに開催への後押しになると考えますが、町長のお考えを伺います。

また、町民には地域おこし協力隊や集落支援員といった制度がまだ馴染みが薄く、制度自体の十分な理解はされていないと感じます。

国の制度である点や、それらの制度が目指すものについて、説明をする機会なども設けられると、受け入れる側の考え方も整理され、明確になると思いま

す。先のまちづくり懇談会の中でも同様の質問がされていました。町民の関心も高いものと感じました。以上、1番目の質問といたします。町長のお考えを伺います。

○議長 只今の7番、市原 旭君の1項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 只今、市原議員から、仕事や暮らしの支援の仕組みについて、3点のご質問をいただきましたので、順を追ってお答えをさせていただきます。

まず1点目の、町独自の援農プロジェクトの展望について、具体的には1/4ワークスの取り組みであります。これにつきましては、平成30年に京都府の和束町、昭和の和に束ですね、和束町への先進地視察を行い、早速その年にスイカ農家での実証実験を行った上で、現在運用しておるところであります。

ご案内のとおり、この制度は、農家の手伝いである援農をしながら田舎暮らしを楽しむ、いわゆる半農半Xであり、季節ごとの仕事を組み合わせて小さく働く、そして短く働くという若者向けの新たなライフスタイル、ワークスタイルの提案、提供でありまして、一方で、受入農家の方は、雇用契約を結び、参加者には賃金を支払いしながら、繁忙期のピークカットを図ることで、規模拡大、ひいては所得の向上を図ろうというものであります。

また、近年、本町では受入農家、そして行く方の参加者は、いずれも年々増えてきてまして、令和5年度の受入農家は、現時点で、スイカ、ほうれん草、梨、その他野菜の合わせて5農家と、ドリームファーム阿武、福の里、あぶの郷の3農業法人となっています。

また一方の参加者であります。昨年が13人で今年は今現在まで14人ということで、それぞれ過去最高というふうになったところでもあります。

そして嬉しいことに、この1/4ワークスの参加をきっかけに、3人の方が阿武町に移住をされました。なお、参加者がほとんどの方が県外、それも大都市部からで1ヶ月から3ヶ月程度の滞在となっております。住まいは、町のお試し住宅や、民家の借り上げ等で対応をしております。

また、参加者が年々増えてきたことから、昨年度から、新たな取り組みとして、募集、選考、農家とのマッチング、現地コーディネートの業務を、農業版の人材派遣会社であるアグリな時間、カタカナですね、アグリな時間というこの会社に委託をしております。

そして、これまでは、受け入れ先が福賀地区の農家が多かったことから、住まいも福賀地区に限定しては、今年度は、実験的に車を持たない参加者につきましては、買い物等に便利な奈古地区の1軒屋にシェアハウスのような形で住んでいただいて、福賀の各農場までは、先ほどのアグリな時間がレンタルした車で、コーディネーターの運転で往復するという、そんなこともはじめております。

こうしたことで、今年はワーキングホリデーの制度を利用して、先ほどご紹介もありましたが、日本に滞在中のオーストラリアの青年が参加くれたほか、全国各地から若者が来町して、援農の傍ら、阿武町の暮らしや文化、例えば先ほどの神楽の衣装を着たりというふうなことで、大いに働いて、そして大いに楽しみ、また、大いに農家の手助けとなっております。

私といたしましては、こうした取り組みは、産業振興、地域振興、そして定住にもつながることだというふうに思っております。今後は、農業以外にも、漁業、製造業なども他の産業にも展開をしていきたいと思っております。

次に2点目の、移住者と地元の方との交流の場作りについてであります。これについては、以前、同趣旨のご質問をいただいたところでありますが、まずは、いわゆる、よそ者、若者、馬鹿者といわれるものが、互いに気軽なアイスブレイクのような形での交流の場を、季節のよい時期に設ける予定としております。これは案段階ではありますが、ABUキャンプフィールドを活用した、バーベキューや焚き火トークなどの交流イベントを行おうという計画をしているところであります。

最後に3点目の、地域おこし協力隊や、集落支援員の制度等の説明の機会ですが、このことにつきましては、現在は対象者の募集等に力点を置いておまして、町民に向けた地域起こし協力隊の意義や活動内容等については、町としては広報紙やケーブルテレビなどを通じて、紹介に努めているつもりではあります。決して指摘のように十分ではありませんので、先ほど申しあげましたイベントを含めて、いろいろな機会を通じて、一層PRを進めしていきたいというふうに思っております。

また、これと並行して、地元の人と地域おこし協力隊等との人と人としての知り合うことが何よりも重要と思っておりますので、在任中はもとより、卒業後の協力隊の活躍や、出番作りについても一層努力してまいりたいというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○議長 7番、只今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 1/4ワークスについては、今後は農業以外でも是非取り組んでみたい業種数を増やしていきたいというようなご返事がありました。

私は一般質問でこれまで1次産業については、自分がそういう立場でもあるからですが、これまでも何度も質問をしております。

水稻については、農事組合法人を作って、農家は農地を集約して守る方法を選択しました。

福賀地区については、相当の面積をこの方法で、農事組合法人という形で守ってきています。その法人ですら人手不足というのは、先ほど申し上げた通り

でございます。以前申しましたように、阿武町の特産品と呼ばれております、スイカ、梨、白菜、ほうれん草といった農家ですら、みな人手不足というのは顕著な状況にあります。

以前は、多くの農家は家族経営でありまして、一家総出で対応をしておりました。自然相手の農業というものは、やっぱり収入が安定してないというところがありますので、それゆえ、昔のような家を継ぐだとか、農業を継ぐだとか、また継がせたいといった考え方はされなくなってきているのが残念ながら現実であります。このままでは、ますます人手不足が加速していくような状況にあると思います。援農プロジェクトに対する期待は、今後ますます高まることは間違いはありません。

角度を変えますと、プロジェクトを継続していくこと自体が、町を代表する農作物を守ると特産品を守るといったことにもつながっていくのではないかなと思います。そう言っても過言ではないかなというふうに思います。町長のご意見を伺いたいというところと、また、今回、事務的な面から、福利厚生に関することや、いわゆる厚生年金とか社会保険だとか、雇用保険、労働保険などの事は、何とか法人という立場上、無視はできませんでしたので、また所得に関する源泉徴収等も、個人農家であれば対応できませんっていう一言で済むのかもしれないけれども、やはり先ほども言いましたが、法人という立場上、なかなかそこは言えないところもありまして、今回は税理士さんとも協議をしながら進めていったというところがあります。

全てを行政サイドに投げるつもりは毛頭ありませんけれども、そこはそこで個人的な、受けた側が努力しなきゃいけない部分だというのは重々分かっておりますけれども、先ほども申しましたように、運営協議会のような組織の様なものがはっきりできて、相談できる人材、あるいは組織があればですね、関連の雛型等を用意して、対応策を説明できるようになるのかなというふうにも思います。

実は個人でも、何か悩んでらっしゃることもあるのかもしれませんが、そういったところがまだもう少し、成熟できてないなっていう感じが否めませんでしたので、ちょっと質問というか提案をさせていただきたいなと思いました。

これはまたそういった詳細にわたるようなことについてはですね、議会で話すということには馴染みませんので、先ほども申しましたような運営協議会のような組織の中で、しっかり話し合いができていけばいいなというふうに思います。町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長 町長。

○町長 今、アグリな時間にコーディネートしていただいておりますけれども、やはりいろいろ人が多くなるとですね、今までそれまでは町の職員がですね、初期の頃はですね、間に立っていろいろなことをやっておりましたけれども、

なかなか段々10何人となると現実難しい、農家との話と、こちらの参加してくれる若者たちとのマッチングをしなきゃいけないということで、アグリな時間に中に入っていて、今それがマッチングしながら続いておるといふわけでありませぬ。

ただここで問題なのは、さっきの福利厚生の話と共通しますけれども、それでは、この経費はどっから出るんですかっていう話になりますよね、アグリな時間もただでやってくれるわけではありませぬ。これもコーディネートを経費が、委託料の経費が要るわけですね。

例えば、あそこに宇生賀の三和ですかね、三和に新しく今シェアハウスのようなものを作って、そこに彼らが一部はですね入って、そこから自分の支援農家に行くというふうなスタイル、一部奈古とか福賀の他のところにもありますけれども、そういった、あの建物も相当なお金をかけて改修いたしました。

そして、家賃をもらうわけですけども、それも格安の家賃で入ってます。ここにも経費がもちろん発生してるわけですね。それを受け手側っていうか、農家側は、じゃその経費はどうなるんですかっていう話もありますよね。それ全て町持ちで、それでいいんですかっていう、一部ではそういう話もありますし、これをやるときに、我々もそのことについては強く議論をしております。

ですから、今は、これが安定的にやるためには、当面は今のようなスタイルで行くけども、近い将来には、それをもっと民間の方々でその分を負担していただく仕組みも、やっぱり必要なんじゃないかなというふうな話もあるわけですね。現実問題として、でないとこれは続いていかないっていうのが、今そういったことについて、国の地方創生あたりとかいろんな交付金等が活用できる、あるいは特交とかですね、いろんなものをそれに充てられることができるので続きますけども、これがなくなったときには本、当にこれを自力で、アグリな時間に委託して、コーディネートしていただいていくということが続いていくのかなということになると、やっぱりどこかで受益者に対して、今以上の負担を求めなければ続いていかないという現実の問題がある。

そして、さらには来られる人に対しても、まさに先ほどの福利厚生以上はないですけども、今のままの条件でそれでいいのか、もうちょっと賃金を上げる必要がある、あるいは、もう少し今度は何かあってもいいような福利厚生的なものもセットしていかなければ、人は来なくなるよっていう問題も現実問題あるわけですね。そこを今はなんとなくバラ色みたいなことでやってますけども、もっと厳しい問題がこの中には内在しておるといふようなことは、やっぱり我々認識した中で、私はこれをやめる気はありませんが、しっかりその辺の役割分担、費用分担も含めて役割分担をしっかりしていかないと続かなくなるという認識は持ってます。

ですから、これについては今後とも先ほどありました、いろんな協議会あた

りですね、みんなが集まって、どういうふうな、ここは分担していきましようじゃないか、ここはここで持ってくださいよねっていう話は、まさに今からしっかりともっと生々しくですね、やっていきたいなというふうに思っております。それと同様なことで、やはりこれは今仕組みとして私はいいい仕組みだというふうに思いますから、ただ単純に労働者を連れてくるという話じゃなしにですね、ここには、それとは別の意味の地域の文化を外に発信する、そして若者の新しいライフスタイル、生き方を提供できるということもある。いろんな意味を含めておると思っていますから、まさに今、福賀で始まって、農業版で始まりましたけれども、農業だけじゃなしに、阿武町のいろいろな産業において、これを導入することによって、労働力不足も、一定程度解消できるし、また、町の姿を外に発信するということもできる、知名度のアップもできるし、意匠の上昇にもつながるというふうに思っておりますから、そういうふうなことを含めて、今後ともしっかりと検討し、組織を作り、また進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長 7番、再々質問ありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 やはり、どこかに金銭的なものっていうのは、今から先も十分みなさん方も考えなきゃならないし、先ほども申しましたように、農産物については、なかなか価格が上昇していくことよりも経費がかかる方が優先的にというか、どんどん上がってしまって、人を雇うという話にはなかなかならない部分もありますけれども、やはり町長もご理解いただけたと思いますけれども、運営協議会のようなものをたててですね、お互いの苦しみというものは出し合って、何らかの方向性を見出していかないと、これ自体はとってもいい仕組みだと思いますんで、ぜひ長く続けていっていただきたいなと思います。

それと冒頭申しましたように、やっぱりリピーターを増やすっていうことが大事だろうなと思います。今まで私が所属している農事組合法人はなぜしなかったかという、毎年同じ説明をするというのがとても億劫だったっていうところ、毎年違う人がくると、去年の人はできたけど今年の人はいないよっていう話にもなりかねません。100の力を期待してたものが、80とか70ならいいかもしれませんけども、前の人のお半分もしないとすると、やはり考え方も少し変わってくるのかなと思いますんで、やっぱりリピーターというのは必要だろうというふうに思います。

ワーカーさんっていうか、働いている方の話を聞くと、やっぱり季節ごとに点々と、自分のライフスタイルに応じた仕事をしていくというような生き方っていう、町長もいわれましたけど、若い方の新しい生き方だろうなというふう

にも思います。その働き先としての候補地に阿武町が入ってくるような、持続的な継続的な仕組みがやはり必要ではないかなと、そういったことを外に向けて発信するというのは急務じゃないかなというふうにも感じます。

今回、私のところで経験したのは、今まで1/4っていうから、1/4ヶ月ないといけないかなという先入観に私もとらわれておりましたが、はじめて1ヶ月ということをご提案してみましたら、そういうことでもいいですよっていう話だったので、1ヶ月っていうのは実はとても功を奏したのではないかなというふうに正直思います。こんなことをふと思つてると、これ以前にもどっかですらあったなと思つたのが、観光ナビ協議会の中で農業の体験だとか、そういったことをしてみたらどうですかっていったときと全く同じことを僕はまたいつてるなと思つてですね、こっちはお金を払いながら働いてもらってるわけですよ、観光ナビはお金をもらいながら体験してもらおうという発想でしたので、どこか違うどこか何か思いが重なってるなというふうにも感じました。

さまざまな機会で、関係人口を増やすことは以前からいわれてるように、まずは体験をしていただいて、関係性を持っていただいて、阿武町のファンになってもらうということがさらに発展して定住にもつながっていくんじゃないかなというふうに思いますので、この辺のところも町長は重々分かってらっしゃると思いますが、とりあえず町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 町長。

○町長 やっぱりリピーター、リピーターというのは今の市原議員のいわゆるリピーターというのは、なんていうんですか、新しくはじめてきました、はいこれ、スイカ作ります。こうして、こうして、こうしてくださいよ。あーわかりました、やってもまたなかなか分からない、何回も何回も教えんとできない。というのが1ヶ月のうち2週間、実際に働いて仕事になったのは何日かしかありませんでしたというふうなことが続いたら、これは援農に実際の援にはならない、援助の援にならないと、その意味で、分かった人が何回もきていただけたら、もう教えなくても来年きたときに、もうゴーサインが出たらハイハイってもう分かってやる、そういうリピーターだというふうに思いますけど、確かにそれであれば、一番はじめ覚えてくれるまで時間かかりますけども、来年同じ人がきてくれれば、はい、よろしくお願ひしますっていったらすぐ仕事ができると、そういうことが一番理想だというふうに思います。

それと、これも、今、年々人が増えておるといのはなぜかというとはですね、1ヶ月のものももちろんありますけども、やっぱりこられた人がですね、やっぱりそれなりの口コミで、阿武町の援農の支援制度であったり、行って感じたことをやっぱり口コミでみなさんに伝えておるから、きてくれる人がだんだんふえておるといふふうに思います。その意味では、受入農家だけじゃなしに、全体で地域全体での雰囲気というものが、その人にどう影響、思いに影響を与えたか

ということが大事だというふうに思います。

先ほど神楽の話もありましたように、援農する人だけじゃなしに、じゃあちよつと神楽見せてあげましょうか、衣装でも試着させてあげましょうか、というふうなことです、やっぱり地域全体でその人たちを受け入れる、そういう度量も必要なんじゃないかなというふうに思いますから、ぜひ今からも来年も再来年も続くというふうに思いますけども、そのような取り組みで、地域全体で取り組んでいただけたらというふうに思っているところであります。以上です。

○議長 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩開始／14時02分 会議再開／14時12分

○議長 休憩を閉じて会議を続行します。休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。それでは7番、市原 旭君、2項目目の質問を許します。ご登壇ください。

○7番 市原 旭 続きまして定住アドバイザー制度について伺います。

以前から複数の議員から提案がありました定住アドバイザー制度、いよいよ空き家バンク等の各種ソフト事業の充実といった項目の中を拡充して明記されました。町長は以前、転入者にとって、里親のような制度といった説明をされていたように思います。

定住アドバイザーの位置づけ、具体的にどのようなことをされるのか、どういった立場になるのか、町長が今考えている想定をお聞かせください。

一言で移住定住といっても、立場や性別、年齢、経歴など人さまざまです。多様性が問われている時代において、みんな違ってみんないいと、誰もが皆理解していれば問題もないのですが、地元民から見れば、やはりよそ者意識はあるもので、先に住んで生活を営んでいた側に、より追ってくるものといった考え方が主流となると思います。

今回制定される定住アドバイザーは、どのような立場でこういった問題に対峙されるのか、どのようなお考えを持たれるべきなのかを伺います。

人口減少を解消しようとする意味にだけ特化した、あまりにも偏った思想が強いと、移住者の意見やその方の要望に安易に迎合し、希望する条件を全て受け入れるかのような返答をしがちです。アドバイザーが何気に口にした発言が、その後大きな問題を起こす火種ともなります。いったいわないの水掛け論になってしまうと修復が難しく、不信感がつきまとうことになり、最悪の場合、訴訟といった結果を迎えることにもなりかねません。最も注意してほしい点であります、町長のお考えを伺います。

先ほども述べたように、移住者は多種多様であります。昨年の同時期に誤振

込の事件がありました。これも移住者が関連した案件でした。この事件も、当初、まさか人様のお金を使い込むだなんてことが起こるはずがない。しかも、まさか全額使い込み返金ができないだなんて、あのときは、私も含め多くの方が性善説を過信してしまっていたように思います。猛省しなければなりません。残念ながら、今という時代は性善説を元にした、これまでどおりの考え方を改めるときなのかもしれません。

また、いいがかりをつけて揚げ足を取り、難癖をつけて弱みを見せたところに、さらにつけ込んで条件闘争に持ち込み、クレームを位置づける、そんな人が現れるかもしれません。いわゆるクレマーですが、こういった人は、そういった行為自体を楽しんでいる場合もあり、一般の人がそんなことに巻き込まれたら泣き寝入りしかないと思いますし、精神的に追い詰められるケースも十分に考えられます。そんな関わってはならないケースも必ずあることを十分に理解しておく必要があります。そういったことも踏まえて、定住アドバイザーは、さまざまな人を想定した研修会を十分にされるべきだと思います。

これもまちづくり懇談会の中で指摘があったように記憶がありますが、それに付随して、弁護士や警察に相談できる仕組み作りとか、アドバイザー自体がトラブルに巻き込まれないように、自治会や各種団体との協力も得やすい仕組み作りも必要だと思います。何よりも、アドバイザーを孤立させない工夫が大切だと思います。町長にお考えを伺います。

○議長 只今の7番、市原 旭君の2項目目の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 定住アドバイザー制度についてのご質問であります。まず一点目の定住アドバイザーの位置づけ、立場についてであります。

このことにつきましては、私は以前の市原議員のご質問にお答えした中で、移住後の相談役として、これまであった定住アドバイザー制度を見直して、いわゆる里親制度のような制度を設けたらと申し上げました。

東京の有楽町駅前の交通会館、東京交通会館の8階に、全国の移住相談窓口が集うふるさと回避支援センターというのがありまして、その中に、私は上京の際によく顔を出すのですが、山口県の山口暮らし東京支援センターというのがありまして、3人のスタッフが常駐をしています。その中に阿武町にも関わりの深い、市原議員もご承知の平尾祐子さん、旧姓梶山だったと思いますが、が山口県の移住コンシェルジュとして、定住アドバイザー業務に当たっていらっしゃいます。たまたまではありますが、去る5月にですね、山口市で知事も出席されましたけれども、移住の促進会議がありまして、私も出席したわけですが、その席で講師で平尾さんがきていらっしゃいまして、活動報告をされて、その中でですね、今の業務内容は、移住希望者のヒアリングにはじまって、その中で心がけているのは、地域や人をつなぎコーディネートすること、

そして、やりすぎず放置せずというところが大事ということで、やりすぎず放置せず、放置せずということが大事といわれたことが、強く印象に残っております。やりすぎではいけないし、ほったらかしてもいけないということでもあります。

新たな視点での定住をアドバイザーについては、今、担当課の方で各地区に1人程度を想定し、適任者を探しているようではありますが、議員ご指摘のように、あまり深く入り込むと便利屋になったり、また、逆に抜き差しならない状況も生まれてくることもあります。したがって、実際にはホテルのコンシェルジュのように、地域のさまざまな情報を持ち合わせた上で、定期的な声掛けや、その際に聞いた相談ごとの役場へのつなぎ、などのことに留めておくくらいで、私はいいのではないかなというふうな、そんな感じを持っております。体制を整えて、今年度下期ぐらいから運用ができたかと考えているところであります。

次に2点目の、地域の協力体制についてであります。市原議員のご指摘のとおり、研修等で対応スキルを磨くことも大事であります。そして、また、並行して自治会や各種団体の協力体制の構築が最も大事であるというふうに思っております。

移住者の受け入れにあたっては、単に数としてではなく、顔の見える人として、そして人材として対応するという考え方を、地区単位、集落単位で共通認識する必要があります。まさに他人事ではなく、地域が持続していくための自分事であるべきだというふうに思います。ついては、地域が一体となって推進が図られることを願ってやみませんが、一方では、だからといってトラブルなどが一切ないということはありません。現実として、以前、本町も空き家バンク訴訟を経験しております。現在もいろいろ問題といわれる方もいらっしゃいます。ある程度の案件は、町村会の顧問弁護士に相談できるようになっておりますし、さらに難しい案件の場合については、町として正規に弁護士に依頼することもやぶさかではないというふうに考えております。以上で答弁を終わります。

○議長 7番、只今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 私はよくよそ者という言葉を使いますが、先ほど町長も若者よそ者バカ者というお話をされました。これは、まち作りに欠かせないといわれます、その三つのものという言葉の引用であります。

若さという体力、行動力、発想力、そんな満ち溢れるエネルギーを持った若者であり、古くからの既成概念や価値観、古くから町や村に存在する枠組みにとらわれないというような開拓心を持つよそ者といった意味で、私にとっては、ある意味じゃ尊敬の念を持った言葉で、私はよくよそ者といういい方をす

るんですけれども、その若者よそ者が、現状の地域作りに没頭するバカ者、私もそんな中の1人だと思いますけれども、それらとタッグを組んで、変革や化学変化を起こしていくこと自体がまち作りだというふうに思っています。

今を生きる行政をはじめ、地域の方々が、人口が減っていくということに懸念ばかり抱いてですね、定住者に対して何か迎合してしまっているのではないかなというところも多少感じる場所もあります。つついりップサービスのつもりではいた言葉がですね、聞き心地のよい言葉をついついはいてしまって、後先ならんようになってしまったとか、移住者に対して、確かに阿武町によるこそなんですけれども、その前にやっぱりお互い様という関係性を作るっていうのが一番大事だろうなというふうにも思います。

また、お互いに主張を投げ掛け合っているだけでは当然近寄れませんし、いたいことを我慢するっていうのは、いさかストレスや心労を持ちあわせるものでもあります。

先ほどやりすぎず放置せずといわれましたけれども、まさにそのとおりでありまして、このアドバイザーに行政も任しておけばという気持ちは当然ありませんでしょうし、住民もどこか行政に任せとけばっていうところを何かいわれる方も中にいらっしゃいます。誰もが誰かに委ねていたんでは、この問題を避けて通れませんので、やっぱりボタンの掛け違いをしないように、安易な返答をしないように、何か上手な関係性を保てて行っていないとこの問題からはなかなかうまく進んでいかないなというふうに感じています。

他人事ではなくてっていう、町長もいわれたとおりで、自分事として、お互い様として、関係性を探っていかなければならないなと強く思っているところです。その中で、何か先ほどのアドバイザーを孤立させないような工夫というのがちょっと見えなかった部分というのもあったように思います。やりすぎず放置せずっていう関係性というのはとてもいい言葉なんで、それを具体化、形にするような何かアドバイザーに言葉をかけるとすれば、何かないかなというふうに思いますが、町長何かありませんでしょうか。

○議長 はい町長。

○町長 以前、議会のときにいった、ちょっと前なんで、現行の議員さん全員かどうかわかりませんが、菅前々の総理のブレーンというのでしょうか、信仰していらっしゃる方の1人の中に、デービッド・アトキンソンさんっていう方がいらっしゃいまして、新観光立国論という本を書いているらしいです。その方の中で私がすごく印象に残っている言葉が、郷に入れば郷に従え、では人はいってきませんと、我々特にこの田舎に住む我々は、得てして外からこられる人に対して、ここではこういうルールがあるんですよ、この町ではこの集落ではこういうルールがあるんですよ、ですからそれは守ってねと、こういいたがる、いわゆる郷に入れば郷に従えという話なんですけども、それをいってたら

もうその集落は発展しません、よそからも受け入れはできませんという話があるんですね。そのとおりだというふうに思います。郷に入れば郷に従えというのは、くる人が心すべきこと、受け入れる人がいう言葉ではないと私は思います。くる方が心していくべきこと、受け入れる方が郷に入れば郷に従え、これはちょっと乱暴ですね、ですから、やっぱり郷に入れば郷に従えという言葉はありますけども、やっぱり、そちらにはそちらの郷があるんですから、生まれ育った、こられた人の生まれ育った環境があるんです、考え方がある。それをこっち側に押し付けても、この人は馴染もうとする努力はしなければいけないという思いを持ってこれるということはいいいことなんですけど、こちらがそれを押し付けてはいけません。それを押し付けるところに人がこないというふうに私はその新観光立国論の中から学んだのはそういうことなんですけども、やっぱりそういうふうにお互い様で、お互い様の考え方があるということを理解し受け入れ合いながら、協力関係を作っていかなきゃいけないというふうに思うわけでありませう。

そういうふうなことでですね、いろんな人がきます、市原議員も我々も本当に実体験として、いろいろせんない面も、現在も現在進行形かもしれない、市原議員も進行形だというふうに思います、ご推察いたしますが、いろいろあるんですけども、ただ我々もやっぱりそういう気持ちを持ちながら、大らかな気持ちで全てを受け入れる、これまたおかしい話、全てを受け入れるというじゃなしに、やっぱりお互いの立場立場を考えながら、全てこっち側の方を受け入れてください、あなたの方を全て受けいれます、そういうことじゃなしに、どっかに接点を設けなきゃいけない。その接点の一番大事なのは、やってあげるからとか、何々していただいたから、これはもう全部受けなきゃならない泣き泣きでもとか、そういうことじゃなしに、自分たちの思いを相手方にちゃんと、それはできませんできます、向こうもこれしていただいけませんか、フランクに話し合う、そこで接点を見つけ出すという、そういう立場が場面というのですかね、それが必要だというふうに思います。そういうときに、その間にたってくれる人が、里親のような人であってほしいというふうに思います。ただ、あまりにもそこに介入し過ぎると、にっちもさっちもいかない、抜き差しならない状態になる、裁判沙汰になるというようなことが過去にもあったわけでありませうから、そういうふうなところで里親制度的な新たな定住アドバイザーというのは本当に難しいし、一番大事なのはやっぱり人選であります。多くいればいいというものじゃないというふうに思います。真剣にその辺のことをしっかり理解した中で、業務に当たられる人をしっかりと探していきたいというふうに思います。以上です。

○議長 7番、再々質問ありますか。

(7番、市原 旭議員「はい」という声あり。)

○議長 7番、市原 旭君。

○7番 市原 旭 以前から複数の議員から提案があった、念願のついでに定住アドバイザー制度であります。この制度ができたからといって、移住問題に大きな変化があるかといわれれば、未知数であり、実行して問われることが多々あるというふうに思っています。

移住問題は、その時に対応した人、移住してきた人にもいろいろなケースバイケースといったことが十分考えられるわけでありまして、簡単に想定をして、こういう想定問答でやろうと思っただけというのが当てはまるようなものではないというふうにも思っています。

この間、まちづくり懇談会の中にもありましたが、単に住居の問題だけであれば、そのときいわれたように、不動産の取引云々の専門家が出て仲介することで問題解決なのかもしれませんけれども、問題はそこではどうもないというふうに私は思っておりまして、かといって阿武町版の空き家バンク制度というのは、何か漠然としててふわっとして大枠が決まっていますと進んでいるところがとっても私はユニークだと思っ、いいことだと思ってるんで、またそこがとっても魅力的だというふうにも思っていますんで、是非これはこのまま進めていけて、それを守ってあげられるのは実は地域の力なのかなというふうにも思いますんで、人付き合いや人間関係の構築にはやっぱり時間がかかるものがありますんで、そこはしっかり時間をかけながら、短時間で構築できるものでは決してありませんので、定住アドバイザー制度が住民の中に定着していったら、アドバイザーを中心とした何かデマンドタクシーの制度がそうであったかのように、地域ぐるみの活動となってさらに充実し、発展していくことを願ってやみません。最後に短く町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長 町長。

○町長 実際にいろんなトラブルが起こります。これはやむを得ない面もありますし、お互いの意思の疎通が悪かったり、あるいは何かの一言発した言葉が本意に伝わらなくて、それで一つのきっかけでいろいろ話がややこしくなっていくということも現実問題起こっているわけではありますが、そこら辺についても、しっかりと我々の勉強しながら、アドバイザーの方にもそういったこともありますよという勉強もしていかなきゃいけないし、そういった方についてはですね、アドバイザーになっていただけるような方は、相当人生経験を積んだ方にさせていただくのが私はいいいというふうに思います。こういったらこう取られる方をする人もいますよというふうなこと、あるいはいろんなそういったトラブルを実際に自分じゃなくても見たり聞いたり、あるいは自分で体験したこともあるかもしれません。そういったことを経験した、あるいはしっかりと頭に入れている、そういう人を今からしっかり選定して各地区1人ずつぐらい選定させていただいて、いろんな業務に当たっていただきたいというふうに思っ

ております。以上です。

○議長 これをもって7番、市原 旭君の一般質問を終わります。

○議長 次に6番、池田倫拓君、ご登壇ください。

○6番 池田倫拓 6番、池田倫拓、私は公立中学校の部活動の地域移行について質問します。

部活動の地域移行とは、これまでの公立の中学校、高校で教員が実質無償で担ってきた部活動を、地域のスポーツクラブなどに移行することです。

まず、2023年度から公立中学校の休日の部活動を、段階的に地域移行していくこととなりました。これまで学校の部活動は、学校教育の一環として、学校教員が実質的に無償で担ってきました。しかし近年、教員の多忙化が大きな社会問題化しています。特に中学校教職員は、本来は休日であるはずの土日に部活動の指導していることが、長時間勤務の大きな要因となっています。

また、少子化に伴って、野球やサッカーなどの団体競技のチーム編成が困難になる学校も出てきています。今後も生徒の減少が見込まれており、これまでのような部活動の維持が難しくなると考えられます。

こうした背景から、部活動を地域のスポーツクラブなどに移行しようとする取り組みが各地で進みはじめています。

しかし、地域移行した際に、子どもたちの監督管理をする指導者が地域にいるかどうかという問題があります。地域によっては、教員よりもその部活動に関して高度なスキルを持った人材がいる可能性もありますが、多くの地域では、そうした人材を確保する事に苦勞することが予想されます。競技によっては、指導者が全く見当たらない可能性もあります。

また部活動の地域移行が進むことで、外部指導者への報酬や、活動場所の使用料などが発生します。クラブチームの場合は費用がかかります。それらの費用は、保護者の負担となる可能性が高くなります。また、活動場所が学校から遠い場合は、子どもたちの送迎が必要となり、送迎費用がプラスでかかります。家庭の経済状況などによっては、部活動に参加できる子どもとできない子どもがでてくる可能性があります。

現状、阿武中学校では部活動の自由参加がはじまっていますが、現状では保護者も生徒もどうしたらいいのか分からないというのが今の状態です。

教育委員会の方では、外部指導者や地域のクラブチームへの募集や説明などはされていますか、今後どのように進められていくのか、教育長の答弁を求めます。

○議長 只今の6番、池田倫拓君の質問に対する執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長(能野祐司) 池田議員からの、公立中学校の部活動の地域移行についてのご質問にお答えいたします。

部活動につきましては、池田議員もご存じのとおり、生徒が放課後や休日にスポーツや文化的な活動を、教員の指導監督のもとに行うもので、その活動を通じて、技能や技術の習得だけではなく、主体性やコミュニケーション力、自己肯定感や責任感、連帯感などを養うといった多様な学びの場であり、教育的に意義ある活動として、長年にわたり学校に根づいております。

なお、生徒の部活動への参加は自由であり、強制されるものではないことは、国から明確に示されております。全国的には部活動に加入せずに、サッカーや水泳、合唱、ダンスなどの学校外のクラブやサークルに所属して、レベルの高い活動をする生徒も多くおります。それらのクラブ等の多くは、先ほど申しました多様な学びによる教育的意義よりも、どちらかといえば、技能や技術の習得を重視している点において、部活動とは違いがあるととらえているところで

す。さて、文部科学省では、令和2年度に公立中学校の部活動を学校から地域の団体が運営するクラブ等に移行し、そのクラブ等で生徒が活動する、これを地域クラブ活動といいます。その地域クラブ活動を展開することを決定いたしました。理由につきましては、議員のいわれた通りであり、ここでは省かせていただきます。しかし、この移行につきましては、唐突かつ今までの公立中学校の取り組みを大きく転換する改革であり、実現には、解決すべき多くの課題があり、都道府県や市町において、対応に苦慮しているところであります。

ことに阿武町のような規模の小さな市町やへき地、および辺地の学校を有する市町においては、議員が指摘されましたように、地域クラブ活動の運営団体を確保することが最大の課題となっております。

地域クラブ活動は、部活動のあり方を継承発展するものであり、生徒にとって多様な学びのある場となり、教育的意義のある活動となるように運営することが文部科学省から示されているところであります。

指導者には、運営や指導に関する研修への参加、スポーツ競技では指導資格取得といったことが必要となり、地域クラブ活動を担う人材や団体等にはかなりの負担が予想されるところであります。そのため、運営団体には、条件を満たすためのしっかりとした体制が構築されていなければならないということであり、阿武町の現状から考えまして、運営団体等を確保し、解決するにはかなりの時間がかかる難しいものがあると考えております。

文部科学省の方でも、昨年12月に学校部活動および新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドラインを策定し、その中で、阿武町のように移行が困難で、時間がかかる場合には、すぐに完全に移行することを目指すのではなく、令和5年度から7年度末を改革推進期間とし、この期間を目途に、まずは休日の活動を地域の運営団体が担う、または部活動への理解を有し、教員と同様の教育的指導ができ、部活動指導経験があるような地域人材の中から、

部活動指導員を学校職員として任用して指導することから取り組むことが可能とされております。そして、平日を含めた完全移行については、休日における移行後、または移行と並行しながら、地域の実情に応じて、可能な限りで早期に実現を目指すようになっているところであります。

これを受けて、阿武町教育委員会といたしましては、土日などの休日の指導を地域に移行することを優先することとし、その指導を担う部活動指導員を任用するために、町予算への計上と、県の補助金を確保しているところであります。

しかし、阿武中学校では現在の部の存続が流動的であり、確定するのは秋以降となるとのことを聞いておりますので、それ以降に学校と再度協議しながら、本格的な取り組みを進めたいと考えております。場合によっては、他の学校との合同練習といった形もあり得ると思っております。

教育委員会では、学校との協議や保護者等への説明、小中学生へのアンケートについては昨年度から行っておりますが、先ほど申し上げました状況ということもあり、議員からご質問がございました、外部指導者や地域のクラブチームへの募集や説明会などは現時点では行っておりません。今後、必要に応じて行いたいと考えております。

ところで、先ほど申しましたように、多くの市町で部活動の地域への移行に苦慮しているところではありますが、そのような中で、すでに自ら積極的に地域クラブ活動の運営に算入されている団体も県内に出てきております。

阿武町においても、阿武中学校に柔道部がないこともあり、阿武柔道クラブスポーツ少年団が、昨年度末に県の中学校体育連盟に対して、学校以外の団体として大会に参加できる地域スポーツクラブへの認定申請をされ、承認を受けられました。それにより、本年度から学校の部活動には所属せずに、阿武柔道スポーツ少年団で活動し、阿武スポーツ少年団の選手として、中学校体育連盟の大会等に出場する生徒がおります。このように、阿武柔道スポーツ少年団は、地域クラブ活動の運営団体としてすでに活動されている状況であります。

元々スポーツ少年団は、スポーツ活動を中心とした青少年育成のためのしっかりとした教育理念のもとに活動している全国組織であり、学校の部活動に準ずる存在といえるものであります。このことから、各市町においてスポーツ少年団が、地域クラブ活動の運営団体になる例が見られるようになってきているところです。

競技によっては、小学生と中学生と一緒に活動することが難しいという場合もありますが、地域クラブ活動への積極的な参入を期待しているところであります。

スポーツ少年団以外においても、新聞等で報道されております、萩市の民間団体による陸上クラブ設立の動きのように、阿武町においても自主的に地域ク

ラブ活動運営団体を立ち上げる動きがみられますと、移行もスムーズになるものと期待しているところであります。と同時に、教育委員会といたしましても、今後できるだけ子どもたちのニーズに応じた地域クラブの立ち上げに向け、学校や地域、さらには萩市等の関係者と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、議員からご指摘がありました、地域クラブ活動への生徒の参加にかかる経費につきましては、受益者負担が原則であることが文部科学省から示されているところではあります。家庭への直接的な経済支援につきましては、今後の検討課題ととらえております。ただ、地域クラブ活動の運営団体は、青少年健全育成団体に該当いたしますので、現行の制度を適用すれば、町内で活動する団体に対しては、施設の使用料の免除等の支援ができると考えております。これによって、運営経費の軽減は可能であり、間接的ではありますが、保護者の負担を少なくはできるものと考えております。

なお、生徒全員が地域クラブ活動に加入するわけではないことから、地域クラブ活動とは別に、生徒が地域の中で、楽しみながら気軽に運動や文化活動ができる場も必要であると考えております。既存のクラブやサークルに対して、生徒が参加することへの協力を得るとともに、新たな活動の場の設立に向けて、取り組みたいと考えております。

このことを含めて、部活動の地域クラブ活動への移行については、地域への一層の周知を図りたいと考えております。以上で池田委員のご質問へのお答えといたします。

○議長 6番、只今の執行部の答弁に対する再質問ありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 説明ありがとうございます。今現状の阿武中学校で行われているクラブ活動が、みなさんがまた外部指導者を入れて土日などの練習大会などにいかないといけないっていう、移行していかないといけないという現状と、先ほど申されました柔道チームのように、他のまた運動・文化などのクラブチームへの移行といった部分があると思うんですけど、理想的なのは、一番保護者にも負担の少ない阿武中学校で部活動がスムーズに行われることだと思います。その他、子どもたちの将来的な意見や活動を見て、団体競技などもどんどんやりたい子たちもいると思うので、今現状でどういう状況で、どういうふうになれば、地域にあるクラブチームが中体連の登録を受けたりとかできるといった説明も必要だと思うんですけど、その辺をもっと具体的な日程を示されて段階的にやっていくっていう部分を、阿武町だけではなかなか難しいと思いますので、萩市若しくは長門市ぐらいいまで含めた教育委員会でまた話し合いをされていけばいいのかなと思うんですけど、その辺の、今現状で保護者のかた

も生徒もどっちを向いていったらいいかわからない、どうしたらいいかわからない、ただ部活動に参加したくないからしないのかとかいった部分もいろいろな話が出ていますが、今後の段階を示されてほしいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 今後の予定でございますけれども、先ほどお答えいたしましたように、まだそういう段階には至っておりません。これは他の市町でもほとんど同様かと思えます。一応、いろんな案は出ているんですけれども、具体的にこういう進めようというのはいまなかなか決まってない段階です。

長門市はもうすでにですね、1ヶ所に、例えば野球部ならこの中学校に土曜日とかに集まって練習するとか、そういうあたりは決まっているけど、それがいつからというのを、まだちょっと十分出ていない段階ではないかと思えます。

今後ですね、先ほど申しましたように、部活動の存続ですね、その辺りの問題がはっきりしまして、これから考えていく必要があるかなと思えます。

なお、地域クラブ活動へ移行につきましては、先ほど申しました保護者の方、そして子どもたち、学校の方からまた教育委員会の方から説明はいたしております。ただ具体的なものがまだはっきりは決まっていない状況でございます。

なお、先ほど申しましたように、地域クラブ活動、部活動これ両方ともですね、子どもたちの自由な参加ということになります。自分はそういう活動をしたくないというのも当然一つの選択になるかと思えます。いろんなパターンが出てくると、そういった中で自分はこういう運動をしたい、こういう文化活動がしたいという、そういう受け皿作りをクラブ活動と同時に、一般的なサークル活動の中でもやっていけるような体制作りをしていきたいなと思っております。どちらかといいますと、今までは子どもたちの、先ほども申しますスポーツ、文化、こういった面での活動がですね、あまりにも学校に頼りすぎていたなど、そのための地域の体制というのがこれまで作られていなかった。その辺りをですね、これから作り上げていくという作業、これを一生懸命進めてまいりたいと思えますので、ご理解をいただいたらと思えます。

○議長 6番、再々質問ありますか。

(6番、池田倫拓議員「はい」という声あり。)

○議長 6番、池田倫拓君。

○6番 池田倫拓 今から進めていくということですが、今、移行中の不安定な期間でも生徒は入学してから3年間で卒業していくわけですけど、その中で、移行中の間にやっばかかる生徒が不安定な状態になりやすいと思うんで、またその辺のケア等、またしっかりと説明で充実したクラブ活動が行えるよう、生徒の方に負担のないよう、スムーズな移行に向けて努めてもらいたいと思

ます。

○**教育長** 子どもたちが充実した活動ができるようにということでございますけれども、まず進めたいのは、土日の部活動の地域クラブ活動の移行でありまして、それが決定できるまで、例えば外部の部活動指導員の方が見つかるまでは、教員がそのまま引き続いて今のところは平日はもとより、土日、土日といいますが、その内の1日だけでございますけれども、教員が指導していくという体制はそう変わりはないかと思えます。今のところ、子どもたちの活動に大きな弊害が出てくるということはないと考えておりますので、また弊害が出ましたらいろいろ子供たちの説明等していきたいと思っております。

○**議長** これをもって6番、池田倫拓君の一般質問を終わります。

○**議長** 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩開始／14時54分 会議再開／15時04分

○**議長** 休憩を閉じて休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第4 議案第1号から日程第10 議案第7号を上程

○**議長** 続きまして、日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号までを一括議題とします。

○**議長** まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)、について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○**戸籍税務課長(水津繁斉)** 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、阿武町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、地方自治法第179条の2第1項の規定により、下記事件について、別紙の通り専決処分したから、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。専決処分書については2ページ、令和5年3月31日付専決処分書でございます。専決事件は、阿武町税条例の一部を改正する条例です。専決理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律、令和5年法律第1号、および関係政令等が令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行されるためであり、これについて、同年3月31日をもって専決処分につき、これを報告し、承認を求めるものです。

改正内容改め文については、3ページから8ページまで、新旧対照表は、9ページから39ページまでです。説明資料は、別冊の議案書説明資料の1ペー

ジから8ページまでで、1ページから4ページが、改正条項別の説明、5ページから8ページが主な改正内容の説明です。

なお、今回の改正は、令和5年度税制改正に基づくものであり、主な改正内容としましては、森林環境税の導入に伴う改正、軽自動車税に特定小型原動機付自転車の車両区分の創設、同じく軽自動車税の環境性能割税率区分の見直し、同じく軽自動車税の種別割グリーン化特例の見直しです。

それでは説明資料を見ていただいて、主要項目について概要説明を順にいたします。すいません一部訂正ですが、説明資料の1の一番上に改正条項別の説明と書いてあって、その下に阿武町税条例等の一部を改正する条例とありますが、等は不要ですので等は消していただきたいと思います。よろしく願います。そのページから4ページまでが改正条項別の説明が入っておりますので、またご覧いただいたらと思います。5ページをあけていただいて、森林環境税および森林環境譲与税についての説明でございます。

森林環境税は、来年度、令和6年度から年額1,000円で、個人住民税と共に課税されることとなっております。あわせて、森林環境譲与税が創設されており、森林整備や事業促進等の費用に充てるため、事業を担う都道府県や市町村に令和元年度から譲与されております。

次からは、軽自動車税関係の改正となります。次のページをお願いいたします。自動車関係の税制は、環境基準と関連する理由で、2年前に見直しがかげられるようになっております。前回の令和3年度改正からの2年ぶりの改正となるものです。なお説明資料においては、町の税条例上は軽自動車以外は対象となりませんが、説明上、他の自動車もあわせて記しております。それでは内容ごとに説明いたします。

軽自動車税の改正内容は大きく3点であります。

まず6ページ目をお願いいたします。軽自動車税の最初は、特定小型原動機付自転車の車両区分の創設であります。道路交通法などの改正により、現行の原動機付自転車から区分して、新たに定義された特定小型原動機付自転車は、自転車程度の大きさ、および速度を基準とする、いわゆる電動キックボードなどを指し、運転免許は不要ですが、ナンバープレートを取り付けを必要とするものです。軽自動車税種別割の税率は2,000円とするものです。

続きまして、次のページ資料の7ページをお願いいたします。軽自動車税の2点目は、環境性能割の税率区分の見直しであります。軽自動車の取得時に、環境的配慮、燃費基準等に応じて課税される環境性能割の税率区分について、1点目で、半導体不足等の状況を踏まえて、通常は令和5年度当初からの変更となるところを、12月末まで現行の税率区分に据え置くことです。

2点目が、この環境性能割の税率区分の見直しは、従来2年前に実施されておりましたが、今後3年間で段階的に変更するとしたこととさせていただきます。表で燃

費基準の達成率が改正されております。環境性能割の税率区分は、非課税から3%まで区分されておりますが、令和5年度以降は、電気自動車等以外のガソリン車などについて、段階的に燃費基準の達成率が向上するよう見直すというものであります。次に移ります。資料の8ページをお願いいたします。

軽自動車税の3点目は、種別割のグリーン化特例の延長と見直しであります。

種別割とは、毎年所有者にかかる税金で、これが排気量や用途ごとに額が定まっているところから種別割と名称が付けられているものですが、この軽減は、取得の翌年度のみ適用され、以後は通常に戻るものですが、表ではその最初の軽減率が記載されております。軽自動車の所有者に、毎年課税される種別割の税率について、燃費性能等により本則税率から軽減される、いわゆるグリーン化特例について、段階的に重点化等を行った上で、3年間延長するというものであります。表をご覧ください、まず、自家用の乗用車についてでございますが、これは、令和5年度、令和7年度取得分について、電気自動車等に対して取得の翌年度について、本則税率から75%を軽減するというものです。この部分は変更はありません。

次に営業用乗用車ですが、これについては、電気自動車以外のガソリン車などの種別割軽減が延長されます。燃費基準の達成率によって、延長期間は2年から3年となります。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)について執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長 議案書の40ページをお願いいたします。議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件について、別紙の通り専決処分したから、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。専決処分書については、41ページでございます。令和5年3月31日付専決処分書でございます。専決事件は、阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。専決事由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律、令和5年法律第1号、および関係政令等が令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行されるためであり、これについて、同年3月31日をもって専決処分につき、報告し承認を求めるものです。

改め文につきましては次ページ42ページ、新旧対照表につきましては、43ページから52ページです。説明資料につきましては、議案書説明資料の9ページから11ページまでです。

なお今回の改正は、令和5年度税制改正に基づくものであり、主な改正内容としましては、後期高齢者支援金等課税限度額の変更拡大、軽減判定基準の見

直しであります。説明につきましては、説明資料の9ページおよび10ページの一覧、11ページにイメージ図により説明いたしますので、9ページからお願いいたします。

改正内容について説明いたします。まず課税限度額の変更、拡大です。上段の側ですが、第2条は、政令改正に伴うもので、医療給付が増加する中、保険料負担の公平性確保の観点から、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものです。これにより、課税限度額は基礎課税額は65万円に据え置き、後期高齢者支援金課税額につきましては、先ほど申しましたように20万円から22万円の増額、それから介護納付金は17万円の据え置きとなっております。10ページ上段に一覧、それから11ページにはイメージ図を載せておりますので、またご確認ください。

次に9ページ下段をお願いします。次に第23条でございますが、こちらも政令改正に伴うもので、経済動向を踏まえ、一定所得以下、中低所得層の世帯の保険料軽減負担を図る観点から、軽減判定基準を見直すものであります。

具体的には5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を、今までの28万5,000円から29万円に、また2割軽減の対象となる所得の算定では、同じように、現行52万円を53万5,000円にそれぞれ引き上げるものであります。10ページ下段に一覧、11ページにはイメージ図を載せておりますので、またご覧ください。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和5年度阿武町一般会計補正予算(第1回))について執行部の説明を求めます。

副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは、議案書の53ページをお願いいたします。議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、令和5年度阿武町一般会計補正予算第1回についてご説明いたします。

それではまず、次ページの専決処分書をお願いいたします。

本案件は、地方自治法第179条第1項の規定により、町議会を招集する時間的余裕がないと認め、4月12日付けで専決処分を行ったもので、専決事由は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業等の実施に伴う予算補正であります。

なお、一般会計補正予算第1回の補正額につきましては、前ページの53ページをお願いいたします。予算の総額に1,238万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を31億9,038万1,000円とするものです。

なお歳入歳出予算補正は、別冊補正予算書の第1表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書8ページ、3款、民生費からお願いします。健康福祉課長。

(健康福祉課長、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費、保健事業費について説明する。)

○議長 続いて教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、学校管理費(小学校費)について説明する。)

○議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて歳入に入ります。6ページ、14款、国庫支出金から、副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○議長 次に議案第4号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) 議案書の55ページをお願いします。議案第4号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例をご説明します。

本件につきましては、第2条で、就業支度金のうち、これまで規則で定めていた農林水産業就業者の定義を明らかにし、第4条関係の別表で定める就業支度金の金額をわかりやすく整理するものです。56ページ、57ページの新旧対照表の追加、または変更部分にアンダーラインをしておりますので、一緒にご覧をいただきたいと思えます。

内容としましては、第2条、定義、第4号の新卒就業者に、農林水産業に就業した場合を除くを加え、第5号として、農林水産業就業者は、新規に町内で農林水産業に就業した50歳未満の者とします。

第3条、事業、3号中、新卒就業者の次に、または農林水産業就業者を加えます。57ページをお願いします。第4条関係別表中、右側の就業支度金、1人につき5万円、町内に就業した場合は5万円を加算する。第1次産業に就業した場合は5万円を加算するを、1号、新卒就業者1人につき5万円、町内に就業した場合は5万円を加算する。2号、農林水産業就業者1人につき15万円に改めます。これは、農林水産業就業者の場合は、新卒要件は必要なく、基本額の5万円と町内への就業加算で5万円の加算、さらに農林水産業への就業加算で5万円の合計15万円とするものです。附則で令和5年4月1日から適用とします。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第5号、阿武町観光施設等整備基金条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 58ページをお願いします。議案第5号、阿武町観光施設等整備基金条例の一部を改正する条例をご説明します。

本件につきましては、第1条の観光施設等の定義を明らかにするとともに、第2条の基金の積み立て財源に寄附金等を加えるものです。

59ページの新旧対照表の追加、または変更部分にアンダーラインをしておりますので、一緒にご覧いただきたいと思えます。

第1条、設置の観光施設等を、道の駅阿武町、ABUキャンプフィールドおよびその他町長が定める観光施設に改めるとともに、第2条、積立で毎会計年度におけるを削除し、入湯税の後に、寄付金その他町長が定めるものを加えます。これは、道の駅やABUキャンプフィールドの今後の整備の財源として、寄附金等を当てようとするものです。附則として、この条例は公布の日から施行します。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第6号、物品売買契約の締結について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは60ページをお願いいたします。議案第6号、物品売買契約の締結についてご説明いたします。

本案件は、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得について、予定価格が700万円を超えるため、町議会の議決を求めるものです。

まず契約の目的は、更新の基準年としている、購入から30年が経過する阿武町消防団の福賀分団が使用している、小型動力ポンプ付積載車の更新で、物品の納入場所は阿武町役場です。契約の方法は指名競争入札により、6月1日に入札を行った結果、契約の金額は税込で1,254万円です。契約の相手方は、山口市周南市野上町1丁目20、株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所、所長、厚東恭平です。

失礼しました、すいません、プリントミスがあります。契約の相手方は山口県周南市です。大変失礼いたしました。山口県周南市野上町1丁目20、株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所、所長、厚東恭平です。

なお、お手元に購入を予定している積載車と同じ車種で、岩国市に納車された写真をお配りしていますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長 次に議案第7号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第2回)について執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長 議案書の61ページをお願いいたします。議案第7号、令和5年度阿武町一般会計補正予算第2回についてご説明いたします。

今回の補正額は、1億8,072万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を33億7,110万1,000円とするものです。

なお、歳入歳出予算補正、地方債の補正につきましては、別冊補正予算書の第1表、第2表のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書24ページ、1款、議会費から議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて副町長。

(副町長、一般管理費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

- 議長 続いて、まちづくり推進課長。
(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。)
- 議長 続いて、戸籍税務課長。
(戸籍税務課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)
- 議長 続いて、まちづくり推進課長。
(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)
- 議長 続いて、健康福祉課長。
(健康福祉課長、社会福祉総務費、老人福祉費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事務費、児童福祉総務費、保健衛生総務費、子育て世代包括支援センター費について説明する。)
- 議長 続いて、農林水産課長。
(農林水産課長、農業政策費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)
- 議長 続いて、土木建築課長。
(土木建築課長、農村整備費について説明する。)
- 議長 続いて、農林水産課長。
(農林水産課長、林業政策費について説明する。)
- 議長 続いて、まちづくり推進課長。
(まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域内循環地方創生特別事業費について説明する。)
- 議長 続いて、土木建築課長。
(土木建築課長、土木総務費、住宅管理費について説明する。)
- 議長 続いて、教育委員会事務局長。
(教育委員会事務局長、事務局費、学校管理費(小学校費)、教育振興費(小学校費)、給食センター費(小学校費)、教育振興費(中学校費)、社会教育総務費、文化財保護費について説明する。)
- 議長 続いて、副町長。
(副町長、諸支出金について説明する。)
- 議長 以上で歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。10 ページ、14 款、国庫支出金から、副町長。
(副町長、歳入について説明する。)
- 副町長 以上で一般会計補正予算の説明を終わりますが、議案書の第7号、61 ページを今一度お開きください。61 ページであります。訂正がございます。上から3行目の地方自治法第228条の規定により、下記の通り令和4年度となっております。5年度の間違いでありましたので訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。以上で説明を終わります。

○議長 以上で議案説明を終わります。

日程第11 委員会付託

○議長 お諮りします。只今議題となっております、議案第1号から議案第7号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れ様でした。

閉会 15時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 上 村 萌 那

阿武町議会議員 白 松 靖 之